

372-455



372

455



始



28. 7. 8

47

372
455

料資究研木土
輯貳第

史水治本日

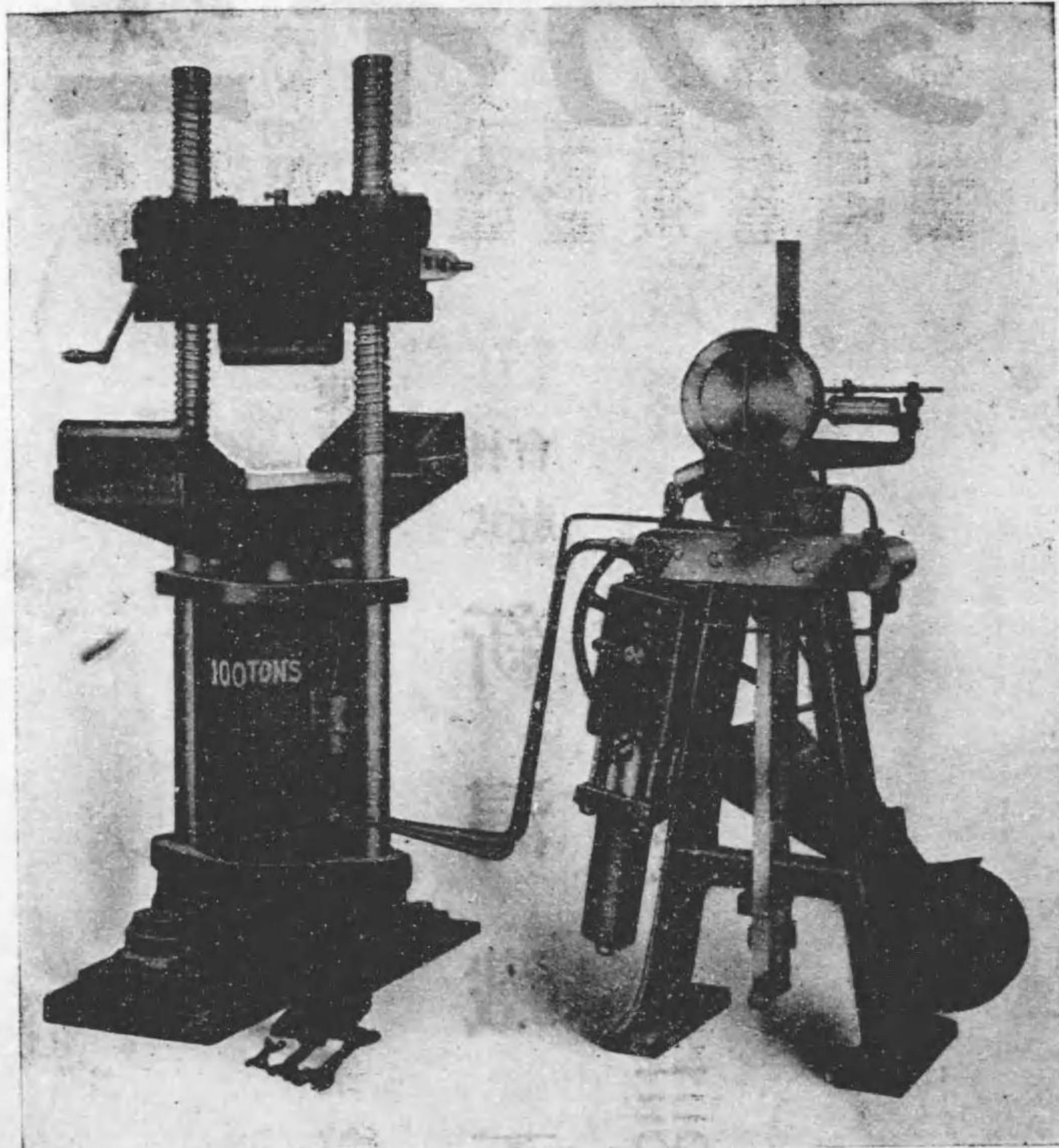
代時濟經族氏	期一第
代時授收田班	期二第
代時濟經園莊	期三第
代時建封的權分	期四第
代時建封的權集	期五第
代時濟經民國	期六第

會纂編料資究研木土

試驗機
各種材料強弱試驗機
各種材料強弱試驗機
各種材料強弱試驗機
各種材料強弱試驗機

營業科目

衡器
各種衡器
各種衡器
各種衡器
各種衡器



(東京衡機壹百噸耐壓及變曲試驗機)

合資
會社



東京衡機製造所

代表社員 工學博士 伊東久米藏

(本店) 東京市麴町區丸之内二丁目六番地
電話丸之内(23)一七八七番 一九二四番
振替口座東京六三二三八番
(工場) 東京府品川町北品川宿小關五一六番地
電話高輪(44)一八八五番

道路工事は淺野プロカムパ



- 1 日 舊道掘返し
- 2 日目はコンクリート打ち
- 3 日目にトラック新道を走る

アイセル機關
 セミオセル機關
 石油鑿井及製油機械
 工作機 械一般
 鐵道車輛及油槽車
 船舶新造修理
 浚渫船 掘鑿機
 鐵槽鐵骨橋梁及鉄管
 汽機汽 罐脚筒
 蒸汽及 空氣機

東京市麴町區丸ノ内三ノ四(有樂館)

株式會社 新瀉鐵工所

電話丸ノ内四(自一二二〇一(代表番號)至一二二〇五(長距離))



土木研究資料

日本治水史

(第貳輯)



發行所 土木研究資料編纂會

372-455

序言

河川は人類の生活と文明とに至大の關係を有し、一面に於て經濟生活の要素であると共に、他面に於て生命と財産とを脅威する災厄の根源である。されば政府は毎年國庫より莫大の經費を支出し、之が維持修築に努力して居る。斯の如く河川は國民生活と密接な關係を有するに不關、未だ日本治水史の公刊せられない事は遺憾の極である。即ち今度本會が早急に日本治水史の編纂を企てた所以である。

本書編纂の骨子をなす重なる參考書は次の通りである。

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 吉田 東 伍 | 利根治水論考 | 明治四十三年十二月一日 |
| 内務省土木局 | 治水事業概要 | 大正十四年一月二十五日 |
| 瀧本 誠一 | 日本産業資料大系 | 大正十五年七月十二日 |
| 向井 鹿 | 日本經濟史 | 昭和四年七月十五日 |
| 本庄 榮治 | | |
| 黒正 巖 | 尾張治水史 | 昭和六年十月二十七日 |
| 水谷 鏘 | | |

目次

緒論	一
本論	
第一期 氏族經濟時代	三
第二期 班田收授時代	五
第三期 莊園經濟時代	一四
第四期 分權的封建時代	一五
第五期 集權的封建時代	一七
第六期 國民經濟時代	四七



日本治史

緒論

土木研究資料編纂會

歴史の研究は何れの國に於ても最も古い學問の一分科である。而して從來歴史の研究と云へば殆んど凡てその取扱ふ事柄が宗教、藝術、戦争、政治或は偉人の傳記に限られてゐた。

然しながら此の如きは社會の上部構造のみを記述するものにして歴史研究の究極の目的では無い。歴史研究の究極目的はその上部構造に覆はれたる下部構造即ち社會の生産關係又は經濟組織の變化を研究することによつて眞にその目的を達成する事が出来るのである。

十九世紀に於て所謂科學的社會主義の勃興するに及び從來の歴史研究の誤れるを指摘されて以來漸次その研究方法が社會の上部構造より下部構造に及び來りたる事は誠に慶賀に堪へない次第である。

日本治水史も亦上述社會下部構造研究の一部を爲すものにして廣義の經濟史の一部位を占むるものである。

既にして日本治水史即ち日本經濟史の叙述たる以上經濟的文化は各時代によつて夫々異なるが故に時代劃期を付して各時代の特徴を表示する事が必要である。而して本庄教授は其著日本經濟史に於て「社會の根柢を流れてゐる所の文化精神又はその精神の發現たる社會編制を標準として劃期すべきである故に自分は大體次の劃期に従つて日本經濟史を講述しようと思ふ」と言はれてゐる。余も亦此の意味に於て日本治水史本論に於ては便宜教授の分類に従ひ説明を加へる事とした。

- 第一期 氏族經濟時代
- 第二期 班田收授時代
- 第三期 莊園經濟時代
- 第四期 分權的封建時代
- 第五期 集權的封建時代
- 第六期 國民經濟時代

本論

第一期 氏族經濟時代

神武天皇から推古天皇に至るまで凡そ千二百年間は未だ成文律の設けなく氏族と稱する血縁關係が社會統制の基礎を爲して居つた。而して此の間に於ては人民は代々其の業を傳へ官職も亦世襲の制を採り部落には各之が長を置き以て家長の制に依つて居つた。然しながら當時の氏族制度を今日詳細に知る事は直接の文獻が極めて乏しい爲めに甚だ困難である。従つて又當時に於ける經濟狀態の如きも當時の人々の遺物と主として大化改新以後に著はされたる文獻とによつて漸く推定しうるに過ぎない狀態である。

以下順次各時代の灌溉治水事業を述ぶるに當り特に注意を要することは當時農業は最重要なる産業であつた關係上灌溉治水工事の如きも勸農の一策として農民を水害より免れしめる爲めの方法に過ぎなかつたことである。

偕歴史を繙くに我國治水事業の濫觴と見るべきものは有史前に於ける大國主命と少彥名命とが

共力して干拓を行ひ新田を作つたことを擧げなければならぬ。

四

而して其後久しい間開墾治水に關する記事はない。第十代崇神天皇六十二年に至り河内地方の人民は埴田に水の少い爲に農事を怠るので、池溝を開ひて其業を寛にし次で依網池、荊阪池、反折池を作つた。此の如きは當時として非常の大事業といはなければならぬ。

第十一代垂仁天皇も亦灌漑治水事業に就いては深く御心を寄せられ河内の高石池、茅渟池、大和の狭城池、迹見池を作り、更に諸國に詔して池溝を開かしむること八百處であつた是に依り農事は著しく發達し、百姓大に富裕になつた。

第十二代景行天皇の時には大和の坂手池を作り其堤に竹を植へ諸國に令して田部と屯倉とを興した。

第十四代仲哀天皇も亦力を灌漑治水に致した。

第十五代應神天皇は武内宿禰に命じ來朝した所の諸韓人を領し大和に池を作らせ時人之を呼んで韓人池と云ひ又同地に劍池、鹿垣池、厩坂池を作つた。又皇子大山守命に命じて山川林野を掌らしめた。當時磐石を碎くに今日の火藥の代りに芋莖を焼いたと云ふことである。開墾並に治水事業の最も盛に行はれたのは第十六代仁德天皇の朝である。難波の堀江の開墾（現在の大阪市内

の運河）河内茨田堤（現在の牧方堤）の築造の如きは今日尙この地方の農業に大いなる利益を齎して居る。河内の威玖に大溝を掘つて灌漑を便ならしめた爲め荒地四萬頃が水田となり人民は凶年の害を輕減した。余は曩に大國主命と少彥名命とが共力して干拓を行ひ新田を作つた事を以て我國治水事業の濫觴としたが多くの人は此の時代を以て我國治水事業の濫觴と觀て居る。

第三十三代推古天皇も大和の高市池、藤原池、肩岡池、菅原池、掖上池、畝傍池、和珥池等を又山城栗隈の大溝を河内の戸苺、依網池を作つた。故に崇神天皇以來盛に行はれた開墾治水によつて如何に多くの水田が増加したかは想像に難くないのである。

第三十五代皇極天皇の朝には巨勢臣荒人が地高くして水を引くに不便なる所に長槓を作つて川水を之に灌くの法を發明した。爾來この法は農耕の發展に大いなる貢獻をなしたのである。

第二期 班田收授時代

氏族社會の凡ての状態は必然的に革命によつて變革せらるゝ氣運に向つて居つたのみならず之を指導する精神も當路の間に充分に涵養せられていたのである。

而してこの革命を斷行し、目的を到達するのに最も有效な方法は、大和氏族中最も強大なる權

力を有する蘇我氏を除く事であつた。ここに於て中大兄皇子は藤原鎌足と共に、ひそかに蘇我氏誅滅の計畫を樹て、蘇我氏の同族又は其他の氏族にして蘇我氏に反感を有するものを、かたからうて周到なる手配を定め、皇極天皇四年六月、三韓の使者が調貢するの日を下し、蘇我入鹿を大極殿に於て誅戮した。かくして朝廷はも早何等の束縛を受くる事なく、自由にその改革の歩武を進める事が出来たのである。この年初めて年號を定め大化となした。前にも一言したが前期氏族經濟時代にも一定の官職があり、大和國家の政治は各氏族が夫々分掌していたのであるが、併し各大氏族は夫々一國家の觀を呈し全く地方分權的であつた。之に反し此の時代に至つて國家は完全に郡縣政治が行はるゝに至つたのである。即ち中央には有力なる中央政治が確立せられ、その最高支配者である天皇の任命する役人が地方官として各地に配置せられ、地方官は土地人民を領有する事なく又官職を世襲する事もなく政治組織、社會組織は大化の改新により根本的に變革せられたけれども、經濟形態は本質的な變化を遂げたのではなく、依然として農業が經濟生活の基礎をなして居つたのである。

次に灌漑治水の業を見るに、當時は水田本位であつた關係上、特にこの點に注意を拂つたことは種々の事例に徴して明瞭である。又世に所謂「三世一身の法」に於て溝池の開鑿を重要視した

ことや、溝池を造築するの資力のないものには官稻を貸與して之を獎勵した事に由て察する事が出来るのである。

第四十二代文武天皇の大寶令の營繕令にも國郡司に命じて堤防の巡視、修理をなさしめ、堤堰を強固ならしめる爲めに榆、柳其他の雜樹を植える事を獎勵して居る（註）

（註）凡そ大水に近くして堤防ある處は國郡司時を以て檢行せよ。若し修理すべくば、秋收め訖る毎に功の多少を量て近きより遠きに及ぼし、人夫を差して修理せよ。若し暴水汎溢し堤防を毀壞して人の患を爲すに及ばし、先即ち修營して時の限りに拘はらざれ。五百人以上を役すべくば且つ役し且つ申せ。役する所五日に過すことを得ざれ。若し要すること急ならば軍團の兵士も亦通役することを得よ（營繕令）又曰はく、凡そ堤の内外竝に堤の上には多く榆、柳、雜樹を植へて堤堰の用に充てよ（營繕令）又曰はく、凡そ水を取て田に溉んことは皆下より始めよ、次に依て用ひよ、其の渠に縁て礮礎を造らんと欲せば國郡司を經よ、公私妨なくばこれを聽せ。即ち渠堰を修治すべくば先用水の家を役せよ（雜令）

茲に「三世一身の法」に就て一言すれば、大化の改新の大原則は私人の土地所有を禁止するこ

とにあつた。それで水田ならば新に手功を用ひて開墾したのも、古くから存在する孰田と同じく口分田として班給せられ、永世之を私有する事は出来なかつたのである。故に農民は上からの奨励あるに拘はらず、自ら進んで開墾をしようとするものは少く、多くは寺社権門等實質上土地を私有する事の出来るものだけが大規模の開墾をなすに過ぎなかつたのである。之れではさなきだに寺社権門の勢力が強大なのに一層その勢を助長し、懸ては社會組織の根本に動搖を來し、百姓の生活をして安定させる事は困難であつた。併しながら社會の必要から開墾奨励の一策として開墾地に對しては一定期間私有の例外を認め、班田を行はなければならなかつたのである。即ち「三世一身の法」は之れである。之は第四十四代天正天皇の養老七年四月に初めて制定せられたものである(註)

(註) 養老七年四月太政官奏す、頃者百姓漸く多くして田地窄狭なり。望み請ふ、天下に觀課して田疇を開かん。其の新に溝池を造り開墾を營む者あらば多少に限らず給て三世に傳へしめん。若し舊溝池に逐はゞ其の一身に給はんと。奏可す(元正記)

第四十七代淳仁天皇の天平寶字三年、遠江荒玉河(廉玉に同じ)の堤防三百餘丈決潰し之が修理に單功(延人員)三十萬三千七百餘人を使役したと傳へられて居る。

又次代稱徳天皇の神護景雲三年には次に述べる様に木曾川を挾んで美濃と尾張との間に大治水争亂があつた。

甲辰尾張國海部中島二郡大水。九月尾張國言此國與美濃國一境有鵜沼川今年大水其流没道每日侵損葉栗中島海部三郡田宅又國府並國分二寺俱居下流若經年歲必致漂損望請遣解工使開掘復其舊道許之(續日本紀)

鵜沼村は犬山町の對岸で岐阜縣に屬して居り鵜沼川は木曾川である事は明瞭であるが其の流路は現在の境川筋であると思ふ。

當時の河狀を想像するに木曾川が山間部を出て尾張美濃の平野に注流する所、此處に犬山及び鵜沼の町があり、伊木山と稱する河中に突出して居る所謂夕暮富士と云はれて居る山がある。此の山まで上流數里の間は日本ラインと唱へ人に知られて居る通り急流激湍であるが、此の山から下流は河狀一變して右派は境川へ其他は現在の流路の方向へ尾張の地を一の枝、二の枝と蜿々迂曲して伊勢灣に注いだものであらうと思ふ。此の時に當つて大水一度び其道を變へて殆んど尾張に流れ込み現在の稻澤町附近にあつた國府及び國分二寺まで漂流させ様とするに至つたので治水の技師を迎へて再び美濃に落ち行く河筋を掘開いたのである。

第五十代桓武天皇の延暦三年甲子河内國茨田郡の堤防十五ヶ所決潰し之が修築に延人員六萬四千餘人を使役した。

一〇

同七年戊辰攝津大夫和氣清麿（和氣は臣下の中最も皇室に血縁近きものにして地方官中最も門地高く、自余の地方官を統轄するの地位に有つた）の進言に基き、河内、攝津兩國の堺に川を掘り、堤防を修築し、荒陵アラカの南方から河内川に之が水を引き西方海に通じた爲め沃壤益々擴張を將來した。而して清麿自ら此の工事を擔當し、完成迄に使役した延人員は二十三萬餘人であつた。

同十九年には山城、大和、河内、攝津、近江、丹波等の諸國の民一萬人を以て葛野川の堤防を修築した。當時爲政者が如何に治水策に意を用ひたかは第五十三代淳和天皇の天長元年に農人夫役として溝池を修めないものには杖八十を加へることゝした事によりよく之を知る事が出来るのである。（註）

（註）天長元年甲辰、大政官符す、溝池を修せざる農人は、杖八十に決すべき事、右は和泉國の解を得るに備はく、案内を検するに、大政官去る延暦十九年九月、五畿七道の諸國に下す。符に備はく、右大臣宣す、勅を奉るに、富國安民は是良田に歸れり。良田の開くる事、實に溝池に在り。開が如きは、溝池修めず、田疇荒廢すと。特に條例を立て以て違犯を懲すべし

と云へり。諸國承知して意を存して修理し、池堰を總計して朝集使に載て年毎に言上せよ。遷替の國司帳に據て實を検べ、如し闕怠有らば仍ち解由を停めんと云へり。これ即ち、國吏の爲めに格を立て、農民を責めず。今水を用いるの家は溝池を勤めず、或は位蔭を憑んで國郡を狎れ慢り、或は奸僞を挟みて營作を事とせず、田穀の焦萎すること職としてこれに由れり。望み請ふ、禁酒の格に准じて蔭贖を論せず杖八十に決せんと云へり。右大臣宣す。溝池を營なまざれば何を順成を期せん。宜しく諸國をして一同にこれを行なはしむべし。

又第五十六代清和天皇貞觀七年に又々治水大争亂があつた。事の次第は次の通りである。

貞觀八年七月九日辛亥、先是尾張國言、奉太政官處分堀開廣野河口令趣舊流、而美濃國各務郡大領各務吉雄厚見郡大頭各務吉宗等、率兵衆步騎七百餘人襲來河口、毆傷郡司、射殺役夫、河水流血野草露膏、成功將畢有此相妨、至是太政官下符美濃國司、備、河流利害、兩國争論、彼此相持、歷代無施、於是重遣詔使與兩國司相共勘定、更復朝議審其得失、下知兩國令其堀開而暨于功役已發作事稍成、多與兵仗傷人流血、雖云郡司之無狀、抑亦國司之失、靜而言之理豈合、然、宜早令堀開、又擅興兵衆、法禁是重、而數過七百、害及殺傷、須禁國亂首吉雄等、兩國司相共錄死傷人數、依實言上、○同七月二十日壬

成下ニ知尾張國司ニ暫停堀開河口之事ヲ燭 ○廿六日戌辰先是、尾張國言、美濃國各務郡大領各務吉雄厚見郡大領各務吉宗等作亂之後、未レ經ニ幾日ニ率ニ人夫數百人ニ斫ニ壞倉一流ニ失河水運ニ積沙石一埋ニ塞河口ニ吉雄等引ニ百餘騎ニ住ニ還河邊ニ欲ニ發ニ隨近之兵、糾ニ彼逆亂之由、恐鬪爭起レ自ニ堀河之論ニ遂生レ兩國接レ刃之隙、因停ニ堀開、伏待ニ裁下、中島郡人磯部逆麻呂等三人自從ニ堀河之役ニ同爲ニ吉雄ニ所ニ射殺、是日太政官下ニ知美濃國司ニ推糾ニ吉雄等之犯過ニ焉 (續日本紀)

此の事實は尾張の國が太政官の許しを得て河流を舊狀に戻さんと努力し工事漸く完成に近づく折柄美濃勢數百名暴力に訴へ川倉を斫り壞つて水を流し工事に従事した者をも射殺した事を傳へたのである。

是等の事實は既に業に百年前太政官の裁斷を仰いだ當時から繼續し來つた問題に外ならぬのである。往昔都を去る事程遠い此の尾張の地に於て此の記事が紀により斯くも詳細に傳へられたと云ふ事は事態如何に重大にして社會の耳目を驚かしたかを想像するに足るのである。

下て第六十代醍醐天皇の御代に制定せられた「田疇巡檢の制」(註)も水利の視察を主とするものである。

(註) 延喜八年十一月、太政官符す、五畿七道の諸國司早速に池溝、堰堤を修理すべき事古は農業を歡督するは王政の先にする所なり、載て格條にありて先後重疊す、凡そ、農務の要は尤も池溝にあり、決すべきは即ち之を溝し、灌漑すべきは即ち之を灌漑せば、水旱に遭ふと雖へども、損傷を成さず。聞く、牧宰等が年來の無事に習ひ、時運の非常を忘れ、河堤は弃を修めず、池堰は壞れども埋むることなし、適々宜しきに乖くこと有らば、先づ其の害を受けん。右大臣宣す、勅を奉るに、諸國に下知して早く修理せしめよ、仍て、須くは長官其の事を專當し、郡内の溝池を巡檢し、農月の以前に數に依てこれを修し、即ち、其の由を言上せよ。若し、破損の數多くして速證に堪へざるものは、且つ其の至要を修して相次て造り了りて同じく言上せよ、使を遣して實檢する日、若し緩急を致すもの有らば、長官に科するに違勅の非を以てせんと云へり。諸國承知して宜に依てこれを行へ、符到らば奉行せよ (政治要略)

尙ほ大化以前に於ても水を引く爲めに長械を發明したが、淳和天皇の天長六年には、水利の不便なる地方に於て水車を利用する事を獎勵した。

第三期 莊園經濟時代

延喜時代に至る迄は尙ほ中央集權制と班田收授制とを社會上、政治上の根本原則として居つた。然るに權門勢家の大土地所有、竝に之を基礎とする支配關係の確立は即ち莊園社會を出現させ、凡ての社會生活は莊園を離れて考へ得られない状態となつた。

莊園とは別業の田園を意味し、所有者が家計に必要な農産物獲得の爲め遠隔地に設けた田園に過ぎないのである。然るに時と共にその性質が變化し、課役を免除せられるのみならず、之を所有する者は一種の特權を與へられ、莊園を耕作する者に對する總括的支配權をも有するに至つた。延喜式の定むる所によれば農業制度の如きも著しく完備し發達したかの如く思はれるが、承平、天慶以後戰亂相次ぎ、天下國土を擧げて莊園と化したのであるから、農業の衰態したことは言を俟たぬのである。從て灌漑治水の方面に於ても特筆大書すべき事項もないこと、この時代の經濟状態に關する記録は甚だ少いので本章は簡單ながら之を以て終りとす。

第四期 分權的集權時代

この時代は主として所謂鎌倉時代、室町時代、更には戰國時代をも包含し、約四百年の長い時期に亘るものであつて、時代によつて多少の政治組織、社會組織が異り、又經濟組織を異にする。と雖も從來の莊園にして、或は莊園の名を止むるものもあるが、その政治組織的、經濟的意味は著しく變化し、社會の支配權は武家に移り、形式上には朝廷が主權者ではあるが、實際上の總括的支配權は幕府が之を有し、幕府の任命する守護、地頭が一種の封建諸侯として一定の地域を統治して居つた。

莊園時代の末期に於ては天下の爭亂相次ぎ農業は全く衰へたが、鎌倉時代になると、守護をして地方の治安を維持せしめ、地頭は名頭、雜掌と共に民政特に農政を司り、農業の振興に力めた。殊に北條氏時代には賢主が相繼いで出て農業の進歩を計つたが、再び天下亂れ、農民は年々軍役に馳使せられたのみならず、耕作地の掠奪（所謂蒯田狼藉）を蒙り、又所在に土民一揆が起り、爲めに産を失ふて流離逃亡するものが多く農業は衰微の極に達した。室町時代の末期に至つては再び農業が進歩し、應仁以後、諸國は戰禍を蒙つたけれども、諸侯の勢力が強大となり、舊時の

守護、地頭に比較すれば一層組織的にして種々の治績の見るべきものがあつた、大内氏、武田氏、長曾我部氏の如きはその最も著しいものである。

次に此の時代の治水事業を見るに、頼朝が文治五年浪人して安房、上總、下總等の荒蕪地を開墾せしめたのを初めとし各地の地頭に開墾を奨励した。北條氏も亦源氏の遺制を套襲し、屢々大開墾をなした爲め水田が著しく増加した。又水旱の害を防ぎ、農作の利便を計る爲めに幾多灌溉治水の爲めの土木事業が起つた即ち建久五年武藏太田の庄の築堤を初め、第八十六代後堀河天皇の貞永元年二月武藏國樽沼の築堤、第八十九代後深草天皇の寛元五年八月晦日下總國下河邊庄（現在の千葉縣關宿の邊）の築堤等（東鑑）又第八十七代四條天皇仁治二年辛十二月の多摩川の修理は此の時代の最も著しい土木事業の一に屬するものである。（註）

（註）仁治二年辛丑十月鎌倉に於て議定す。武蔵野に水田を開かるべきの由之に就ては上多摩河の水を灌ぐべし（東鑑）。同年十二月多摩河の堰を堀り通し、其の流を武蔵野に上せ、水田を開くべき事を施行す、奉行人は栢間左衛門尉、多賀谷兵衛尉、恒富兵衛尉等なり。（北條記）

下ては武田信玄の治水事業（註）の如きも看過する事の出来ない大事業である。

（註）信玄は甲斐の國主なり。御詔川の川瀬彌々高くなりて、水勢建瓴を傾くるが如く、釜無川これが爲めに東折して、北筋中部筋の卑地に向ひ、亂流極り無し、因て信玄大に水役を興し、下條南割村にて巖石を鑿鑿すること廣さ十八歩、上流駒場有野に石積出を置き、駿流を激して斜に東地に向はしむ。今に信玄堤と云ふ（甲斐國誌山川之部）

第五期 集權的封建時代

慶長八年、徳川家康征夷大將軍となり、茲に幕府が確立せられ、集權的封建社會の基礎が据えられ、特に消長はあつたが、二百六十五年間、徳川氏を中心とする武士の支配が行はれた。而して農業政策の上から見るに徳川時代は殊に農業を他の如何なる産業よりも重要なものとし、經濟政策中最も重要視せられたものは農業の保護奨励策である。此の時代の農業政策中最も注目すべきものゝ一として開墾制度を挙げなければならぬ。開墾事業は已に幕政初期から盛に行はれたのであるが、新田地を多く開墾する時は、古田地の水捌を悪くし又新田地が租税の負擔が少い爲め農民が之に移住し、却て古田地を荒廢させる虞があつた。然も幕府大名は新田開發を行ふて耕地の擴張をなし財政收入の増加を計るの必要から一の矛盾に陥つたが、結局種々の制限監視の下

に、大に開發に力めたのである。各藩は古くから開發に力めて居つたが幕府が之に力を致すに至つたのは享保以後の事に屬するのである。新田を開發するに方つては常に排水灌漑の事を注意し、新田開發を申出でた場合には役人を出して、その四圍の事情を調査して之を許した。「見立新田」は之れである。又代官が新田を検出した時はその役人に當該新田の物成の十分の一を終身給與する事とした。之が「代官見立新田」である。更に町人が検出して開墾を申出るか或は幕府各藩が計畫して之を町人に請負はすものを「町人請負新田」と云ひ、村民の共同によるものを「村受」と稱した。大規模の開墾には町人請負新田が多いのである。幕府各藩は大に開墾を獎勵した結果各地に大開墾が行はれた。岡山藩に於ける貞享、元祿年間の大開墾、享保年間の武藏野新田、手賀沼開墾、兩總地方五萬石、印旛沼、津輕地方の開墾はその最も著しいものである。開墾と關連して灌漑治水の土木事業も亦盛に行はれた。灌漑治水は農業の根本であると考へられたのみならず、其整備しないのは領主の恥辱とせられた。以下少しく徳川幕府の治水事業を年代順に舉げて江戸治水の大略を盡そうと思ふ。

初めは文祿、慶長即ち朝鮮征伐のあつた時代である。此の時代に在つては、徳川家の大小の臣下は多く西方に行つて居り、留守の奉行衆、代官衆が専ら民政に當つて居つたのである其等代官

の中で所謂伊奈備前守忠次は關東に於て忘れる事の出来ない治水の大恩人である。(忠次の子孫は關東郡代として數代續いて馬喰町に郡代の屋敷があつた、其元祖の熊澤忠次は、後世土木の技術上にも關東流と稱せられる程に一家を立てた人である) 此の備前守の治水の跡は所々にあるが、本庄の備前堀が其の内にも名高いものである。此の備前堀は、兒玉郡本庄からして深谷、妻沼の方まで流るゝ福川と云ふ頗る灌漑の利の廣大な用水である。即ち天然の水脈を利用し、且、改修を加へて之を造り、上州境から埼玉郡の西北までの間に灌ぐものである、而して水が不足の時に利根川の水を入れるのである。備前守を記念して今も備前堀と呼ばれて居る、此備前堀よりも尙重要な土工は川股の締切である。即ち文祿以前まで、上利根の水は此處で三派になり一は上州の邑樂郡の方に一は埼玉郡加須の方に行き三つ股になつて居つたのである而して此の工事は南北の川股を締切つたものでそれは田地を開くと云ふ目的で亂流した川を整理する事にあつた當時の忍の城守は下野守忠吉と云ひ家康公の四男で奉行は小笠原三郎左衛門と云ふ人であつた忍の役人や人夫が之に従事するは當然ながら備前守忠次が關東郡代として其川の處分の統轄をなして居つた事は異とすべきである。次に栗橋宿の移轉である。現在の栗橋は新栗橋で往昔は利根川を高野で渡り渡良瀬を栗橋で渡り往來した關係上利根、渡良瀬と二つ渡る譯で交通上甚だ不便であつた。

是に於て交通の上より備前守は利根を渡良瀬の方へ合して一筋と爲し北の方を古河の中田宿と定め南の方に新栗橋と云ふ宿場を移したのである。併し是れが又交通の渡津以外にも埼玉郡の水害を除き新田を開く便宜を起した、又軍防上にも顧みたる者である。北方の敵即ち奥州の伊達政宗の如き敵を防ぐと云ふ意味合も多少あつたかも知れぬが兎に角交通上の便利と云ふ點から琴寄に逆川を造り利根と渡良瀬と一緒にして其古利根の高野渡の代りに新に幸手宿を置く事になつた是迄は慶長以前のことであるが續いて二代、三代の時元和、寛永の頃には備前忠次の子半十郎忠治が郡代となり、元和七年に利根川の逆流を改修して新川なるものを造つたのである。是は即ち元利根が栗橋の上流に於て屈曲し逆川の形を爲し更に元栗橋の方へ屈折して居つた爲多少此流路を真直にしたものである。今日も外野、佐波より下、栗橋より上の方二里程を特に新川と云つて居る更に伊奈半十郎は寛永十二年三代將軍の時江戸川の新開を斷行したその理由は關宿の通船を謀る爲以外に庄内川が低地を行くが爲に氾濫の憂がある故それを除く考とも想像されるこれが爲關宿に屈曲せしめて稍高い地を寶珠花、金杉まで五里も穿つた事は實に大工事である。又江戸川を専ら運河として別に逆川を造り利根、渡良瀬の高水をすべて常陸の鬼怒川(矢野川、常陸川)へ押出させる關係上かゝる大膽な改修も行はれたのであらう。此の工事は往昔の太日川、庄内川と云ふ

名稱忽に世に忘れ利根川即ち江戸川と二名一水の如く當時は稱へられて居たのである此の寛永年中の江戸川逆川の開鑿は坂東の水脈の上に最重大なるものであり權現堂の土手、關宿の杭出も此時より大切になつた。

更に又同じ寛永年中秩父の荒川の埼玉郡を横流したものを瀬替した事である埼玉郡は低地にして廣大なる面積を有する爲此廣大なる面積の田地を助ける爲に荒川を入間川へ合併せしめたのである尙四代將軍の承應三年には赤堀川を開通した。

而して此赤堀川が出来て以來、權現堂、關宿の曲流、逆流を待たず、高水が常陸川の方へ落ちる事に成つた。これより以前は權現堂から江戸川へ落ちる水が多かつたが、赤堀川が出来て川幅が段々大きくなつた爲に利根川の名も自然と赤堀から常陸川の方へ移り、赤堀以下を中利根と云ひ木下から下流を下利根といふことになり、從て中下利根の兩岸低地は洪水の害を被むることが多く且大きくなつた譯である、從て伊奈郡代の下役の人々が中利根、下利根に種々の土木を起した又萬治年中に伊奈の三代、半左衛門忠勝が古利根の脈を利用して葛西用水を造り葛西の海邊までの灌漑を十分に致したのは、江戸に直接の大事である。尙又熊谷の向ふの千年以前の荒川の川跡と思はれる大麻生から、水を分ちて忍の星川へ通じて用水を造つた。かくして此等土木工事の爲

に徳川時代の初期、即ち天正年中に武藏國は六十七萬石から増加して百二十萬石になった。故に武藏國のみでも田地が約六十萬石も増加した譯である。要するに天正入國以來伊奈氏の治水の爲に百萬石以上増加したと云ふのは決して誇大の言ではない。但し伊奈郡代も、三代迄が英雄で、其後は凡庸語るに足らぬのである。其後享保年中になると面目を全然一新した。享保は世間周知の如く八代將軍吉宗の時代で、吉宗は徳川經濟史の上から見て最重要な政治政策に富める名君であつた。一方から米將軍と云はれた位で、餘り米が澤山に出來、値段が安いために恨まれたといふ程である。即ち享保から元文、寛保へ掛けて獨り關東ばかりでなく、全國に於ける治水墾田の成績が擧つたのである。而して吉宗の時に専ら治水に携つた者は勘定所の井澤彌惣兵衛正房である。彼が従事した仕事の中重なるものは木曾川の油島の締切、越後の紫雲寺潟、福島潟の開発、阿賀と信濃二水の分流等である。

さて井澤は日本の治水の歴史に於て忘るべからざる偉人であるが彼は利根川筋の方策に付ては格別のものでは無い。彼は昔の信玄を元祖とする甲州流、伊奈氏の關東流の長所を採り集めて紀州流と稱する一技を大成し一家を成し明治式の新しい土木の起るまでの大宗師である。明治の和蘭傳習のケレツプ、粗朶沈床、陸軍工兵の作業は極最近の事だこれ迄の土木は縦令、目分量の測

量であつたにせよ、總てのものが木造で器械が乏く、鐵や煉瓦を多く使はなかつた時代にもせよ、相應に成功して、而も今日も其遺法が絶えぬものは、伊奈、井澤の流、殊に紀州流義である。尙又井澤が江戸に直接力を盡したのは見沼代用水である。是は以前、伊奈が修理したところの元荒川筋の脈を利用して新郷の利根に呑口を拵へて、埼玉郡を横斷し、足立郡大宮の見沼を開拓し、併せて其近傍を開拓して約十萬石の田地を加へたものである。最後に埼玉及び葛西一帯の排水路として中川を造つたのも井澤彌兵衛である。(註)

(註) 井澤は伊澤にも作り、名も正房と爲永の二様に傳へられて居る、孰れか正しきかは後の考證にまつ事とし、一書には伊澤爲永の傳を立て、いはく「伊澤爲永、稱彌惣兵衛、紀伊人也、享保七年應幕府辟、出仕勘定所、有檢琵琶湖縁邊新田及上國水利之命、是歲直上途、巡檢上國各所、及琵琶湖沿水新田、山城攝津河泉播等新田、且淀川木津川利害、歸路覽觀大井富士酒匂全目諸川、翌年六月歸江戸、七月賜歲俸二百苞、八月巡檢下總飯沼鬼怒川及吉田用水路建議處置、十一月又奉命西上、修淀川隄防、及新墾播磨青野原、功成、九年三月歸府賜物、更督關東新田及隄防流水、十年十月爲吟味役格、增俸三百俵、入布衣列、十六年三月有西國郡代之命、十月陞吟味役、兼鄉村度支、二十年八月兼美濃郡代、元文三年三月卒、歲七十六」

云々されど禁令考によれば、延享四年、井澤彌惣兵衛、堀江荒四郎の二人が東海東山の治水に従事の證據があり、井澤の死は多分寛延三年であらう。それにしても、油島締切は、伊澤の死後にして島津家の御手傳普請であつたのも、之よりさきに伊澤の設計があつたのを忘れてはならない。又先哲叢談などに見ゆる秩父、荒川、酒匂川等の治水の功勞者田中三郎左衛門丘隅は高田茂右衛門友清などと同く、此伊澤の監督の下に働いた人々である。

さて井澤氏の後は、又大土木がない、是は一般の政治歴史とも關係して居る事で、國勢振はざる原因もあつたであらう。田沼、水野も土木を企てたが成功せず却つて天明の洪水もあり、弘化、安政にも洪水があり、江戸幕府も愈々末期になつた、而も幸に安政以來、明治の初年に至る迄、關東地方には大洪水を出す程の雨が降らなかつたと見えて、利根川には大變もなかつたのである。關東地方に於ける徳川幕府の治水策に就いては此の程度で筆をおき次に關東地方以外に於ける治水の概要を述べよう。

家康の深慮は織豊二氏の末を襲ひて實に秩序整然たるものがあつた彼れが利根川を東に瀬替へして江戸の開発をはかつた事も一子義直を尾張に封じて、「御圍堤」を築きて尾張を開發した事も何れも是れ城下を賑盛ならしめ、國富み兵強からしむる方策の致す處に外ならぬのである。

「御圍堤」と稱するのは上流を日本ラインで有名なる犬山に起し蜿々西に向ふ長堤であつて上流部には馬踏七間以上に達する區域もあり馬場として使用せられた個所もある。

由來「御圍堤」の過大なるを説く人あれど是れはすべて對岸岐阜縣の堤の大きさと比較しての説であつて尾張の利害關係から考究したならば此の重要な堤を馬踏六間や七間に作る事に敢て不思議はないと思ふ。

此の堤は慶長十四年正月家康清洲城に至るや伊奈備前守の發意により尾張川下の村々に堤銀を課し夫役を命じ二代光友の代に至つて完成したと傳へられる。主として此の計畫は備前守の方寸に出でしが故に堤を備前堤樋門の名を備前樋とも稱せられるのである。

左なきだに頻々たる美濃の水害は尾張の氾濫を防ぎたる影響を受けて長良川の水は直接木曾川の流水の壓迫を蒙るに至り、水害は一層の深刻さを加へ寶曆三年八月大災危を被るに至る迄美濃の農民は愁訴嘆願幕府に之れが救済を乞ふたのである。

是等が即ち直接の動機となり、薩摩藩治水手傳普請となつた事は既に世人周知の事實である。茲に薩摩藩の苦心と是れに従事し普く辛苦を嘗め就中死を以て責を果した四十六士の功績に對し深甚なる敬意を表すると共に次に改修工事の大要を記す事とする。

寶曆の治水は内容は兎も角表面は寶曆三年癸酉十二月廿五日執政西尾隱岐守忠尙の名によつて美濃伊勢尾張の三ヶ國に跨る木曾、長良、揖斐の三大川改修計畫に對し井澤彌惣兵衛の立案に基き薩摩藩島津重年に助役を命じたのである。助役とは雖も幕府役人監督の下に殆んど大部分藩費を以て工事一切を引受くる事であつた。島津家では家老平田靱負正輔、大目付伊集院十藏久東に命じ寶曆四年正月二十九日鹿兒島を出發して、現場に向はしめ、また江戸からは山澤小左衛門盛福、普請奉行川上彦九郎親英等二月五日に現場に來り、事務所の位置を定め準備に着手せしめた。當時出役人家老始め足輕迄五百六十七人其の家來下人三百八十人外に書記醫師人足等は數不知實に大掛りの仕事であつた。

現場の仕事を四の手に分けた、一の手は木曾川と長良川の落合點に長さ百間の猿尾及び十五間の水刳を作つた外は、殆んど堤防の上置腹付工事又は洲浚へ水制の工事をなす事を擔任し二月工事に着手し五月より九月迄休み翌年四月廿一日に工事完了即ち工事に十月間を要したのである。

二の手は一の手の下流に引き續き筏川、鍋田川及木曾川の仕事で主として木曾川本川堤の上置腹付と筏川の切り擴げであつて最も早く工事を終了し寶曆四年十二月廿四日に完了した。此の手に屬する工事の監督内藤十左衛門は切腹して責任を明らかにした。事の次第は彼れが臨終に訊問

された時の聞取書に明瞭である。

聞 取 書

私儀中泉新田御普請場所相勤右村堤上置腹付之儀土薄き場所は右村庄屋與次兵衛へ吟味申付相直させ候へ共右與次兵衛横着者にて私指圖の儀何事もはさ／＼と埒明不申候に付青木次郎様へ御届可申上哉と彼是了簡仕候尤徒目付衆被仰者右上置腹付土薄く相見へ候間入念候様にと被仰候儀御尤に奉存候右者私手拔不埒之様に若し御徒目付衆より主人新兵衛へ御沙汰も可有之候哉左候てほ難相立存切腹仕了簡違仕候 以上

戊四月二十二日

高木新兵衛家來

内藤 十左衛門

又た内藤十左衛門の切疵は

一、太腹横に切り切口八寸深四寸程も有之體に相見候切口縫合膏藥付有之候外に疵無之候

一、喉右の方へより疵二個所之は少々の疵に御座候

右の通相改候處自滅に紛れ無御座候 以上

戊四月二十二日夜四ツ時改

當年の武士が此の種の土功に對しても其の責に任ずる事の厚さや一種犯すべからざる崇高さを

覺ゆるではないか。

三の手は長良川から揖斐川に流入せる大樽川オホケシガハの洗堰及び長良揖斐兩川の改修尙其上に木曾川堤尾張に屬する千六百間の増築工事をも擔當した其の内大樽川の洗堰は長さ百間に達し實に困難なる大工事であつた。四月二十五日より清見に着手し五月十日に完了したと言へば竣功検査に十六日を要したのである。

四の手は有名なる油島の川分堤七百五十間と杭出し腹付其他主として伊勢の國に屬する仕事であつた。此の手は五月二十二日に清見を終へ即ち最後になつた仕事であつて約十一ヶ月を要したのである。

是れに要したる工費總額は凡そ三十萬兩と稱すれども現在に於て施せば恐らく一千萬圓以上も要する大仕事であつた。かゝる廣汎に亘る至難なる大工事を充分なる經驗なき薩摩藩の武士が自ら手を下して僅に三百日の日子の間に電光石火的に成し遂げた彼等の苦衷と努力に對しては日常治水事業の實際に従事する者何人と雖も一種言ふべからざる敬崇の念に打たるゝと共に膚に泡の生ずるを覺ゆる。

特に油島の洗堰工事に付ては其の拂つた犠牲も大きく出來た後に美濃の享けた利益も鴻大であ

つた。今次に大要を説明しよう。

明治三十年内務省直轄事業として木曾川改修工事に着手せられざりし以前の油島附近の川筋は右圖の如くであつた。油島と言ふ處は木曾、長良、揖斐の三川の水が一時に合流して再び分れる場所にして木曾川の三百四十平方里長良川の百五十平方里揖斐川の九十八平方里合せて五百八十八平方里から來る水量の集まる點であつて、木曾、長良の出水が揖斐川の流れを壓して、今迄美濃の國に大水害を蒙らしめた處の是れが、即ち癘であつた。

油島から松の木まで木曾川の揖斐川に落ち込む切所の長さは約千百間程であつて、此の間を狹窄し下流の洲浚い堤の丈夫付けするのが二の手の擔當した工事であつた。一般に油島の締切りと稱せられてゐるのは、此の千百間に亘る瀬割堤にかゝる工事である。寶曆四年薩摩藩の工事着手に先だつ事八年、即ち寛延元年丹羽若狹守は此の場所に對して上流より築流土堤七十間下流より上流に向つて、杭出し三十間の手傳普請を命ぜられ是れを完成した。此事は餘り世に知られてゐない事實ではあるが、幕府が此の工事に對して如何に機會を窺つておつたかは想像せられるものである。

寶曆四年の薩藩の施した仕事は此の千百間の切所に對して、上流油島村の端から南方へ五百

五十間又た、下流松の木村の端から北方へ二百間の洗堰を作り、中央には尙三百間餘の落口を残すことであつた。此の三百間餘の切所が其のまゝ尙残された事は木曾川下流の流積が不足してあつた爲めと著しく工事が困難であつた爲めであらう。

此の洗堰は木曾川が三合位の出水になれば木曾川の水洗堰を越へて揖斐川へ、又た五合に達すれば木曾川は洗堰を溢流するは勿論東の福原川にも流れ、八合に達すれば洗堰の元付まで全部溢流し、また揖斐川六合以上の出水にして木曾川出水なき時は揖斐川の水木曾川へ流れ出す計畫になつてあつた。

其後残されたる三百餘間の落口は松平大膳大夫酒井修理大夫吉川監物（明和三年）松平阿波守（明和四年）等の手傳普請ありて明治初年までには北油島村より長さ六百六十四間の土堤を設け此の部分は水の超さない様に丈夫にして、其先きに長さ百六十四間幅十八間の洗堰を作り、又た南松の木村より長さ百七十二間の土堤を築き其の先きに五十間の枠出しを設け、此處に川幅十二間深さ八尺餘の「喰違クヒチガひ」を作り、通船の便を圖つた。

土堤の一見した大さは平均高さ二間馬踏二間敷幅十間是れに松樹を植へ堤脚の兩側に徑一尺横九尺の上置蛇籠を置き、其外側に深七尺横六間餘の枠を沈め又た喰違受けに木曾川中へ長さ七十

間の猿尾を築出してあつたと言ふ。

明治三十年頃から内務省の三川分流工事の着手せらるゝに及んで、此の喰違ひは閘門に改められ洗堰は立派なる土堤に改築せられ、長良川は木曾川より分流せられ、揖斐川も亦木曾川の脅威を蒙る事は絶對になくなつたのである。

徳川氏時代庄内川の被害は終始藩主の大きな腦みであつた。故に非常に大きな治水工事も施され、また一方利水的方面に於ても御新田（藩主の作つた新田を御新田と稱した）の用水となり城下の水道の水源ともなつたのである。

徳川氏時代に入つて此の川の被害が頻繁に且つ激しくなつたと言ふ史傳の多いのは名古屋開府後の出来事である故に比較的漏れなく後世に傳へられた爲めであると速断するのは誤りである。事實水源の荒廢も追々甚だしく、河口附近は御新田の開鑿に依て川筋は二里も延長せられ、其の外沿岸の開鑿によつて河は流れを制限せらるゝに至り、急速に河狀の變化を來す事となつたと思はれる理由がある。

水源地の荒廢は勿論土質の關係ではあらうが、藩祖義直は瀬戸焼の陶祖加藤四郎左衛門景正の末裔に對して慶長十五年高十石金十兩を給して保護を加へ、庄内川の水源地たる瀬戸、多治見方

面の陶業を奨励した爲めに、此の燃料として山林の濫伐が行はれた事も荒廢原因の一助となつたと言へば言い得るであらう。

兎も角徳川氏の名古屋開府以後は、殖産奨励も大に努められたが河の状態は追々悪化し、其の爲めに堤銀を課し治水工事も至る處に企てられ、慶長十九年には堤防を増築せられた爲めに堤外地に住居した一村が擧つて堤内に移住した位水の脅威を感じ、川床は急速度を以て高まり、新田の用水取入口は其の位置を轉々移動しなければならなかつた。又た支川たる大山川や五條川は本川の川床の高まるに従つて水落ち悪しくなり、大水毎に合流點附近に破堤を生じて低地を襲ひ甚だしきは大山川の出水が本川に流出の途を失なひ且つ下流は先きに述べた武衛堤で流れを阻止された爲めに合流點附近に大蒲沼と稱する沼澤を生ずるに至つた。

河床高まれば競つて堤の嵩上げを施したのに拘わらず、明和安永の時代に入つて相次いで大水害の起るに至つたのは、人力の敗れたる證明である。當時藩の財政は宗春時代の華かなる後をうけて、常に収入は支出に及ばず頗る困難なる實狀にあつたが、流石に九代藩主宗睦（源明公とも云ふ）は人民を塗炭に救ふ事の何よりも必要なるを知るの英資を有し、茲に天明の大治水工事が企てられることになつたのである。

天明の大治水工事を生じた直接の原因は、尾張水害史に述べたる通り寶曆七年を始めとし明和三年同四年安永八年等引き續き、庄内川破堤して或る時は城下悉く濁流にただよひ、或る時は郡部二十ヶ村隈なく水禍を蒙り、萬民の困憊其の極に達した事であつた。

名古屋藩の歴代を通じ、九代將軍宗睦公程達眼の良臣を有した藩主も稀であつた、また彼れは明臣の意見を遺憾なく上書せしむるだけの雅量をも有した。内にも人見黍氏の民政改革に對する津金胤臣氏の米札發行に對する、伊藤直之進の武備に對する意見上書などは最も出色あるものであつたが、水野士惇氏の庄内川治水及び日光川の治水等に對する議を上申したのも其の一つであつた。

寶曆十一年より寛政十二年迄三十九年間の治世中は、水災飢饉交々起り土木、救恤の爲めに終始し、非常な節約を續けつゝも全く經濟難に苦しんだのであつた。

寶曆十二年の藩の財政は、

金十三萬二千七百八十五兩餘

本納高

金十五萬千三百六十八兩餘

拂高

差引 不足一萬八千五百八十三兩餘

また宗睦の没する前年即ち寶政十年の藩財政は

金十六萬百六兩餘

本納高

金二十一萬四千五百五十兩餘

拂高

差引 不足五萬四千四十四兩餘

此の間に於ける毎年の收支は擧げすとも推して知るべく、又、此の不足高は豪商より調達せしめて償つて來たのである。従つて明和四年より天明二年迄の調達金は十六萬三千七百五十八兩一分の多額に達し、三十ヶ年賦を以て返済したのである。外に明和三年には水災及治水事業の爲めに幕府より金二萬兩の貸與を受けた。(片岡喜平治御用向覺書参照)

斯る藩費不如意の裡に於て庄内川は勿論五條川及び日光川の改修工事も行はれたのであるから其の衝に當つた人々が如何に苦心した、か是れに先だつ事三十年即ち寶曆四年薩摩藩士が木曾川の治水を悲壯なる決心を以て成就した例をも思ひ合されて、轉た敬慕の念禁ずる能はざるものがある。

天明の治水計畫を現状から推して技術的に説明するならば大要次の如くである。

元來庄内川は洪水量十萬立方尺秒内外の河であるが、水源の荒廢によつて川床追々高まり殖産

の獎勵によつて堤外地は開墾せられ、洪水位は年毎に高まり、遂に天上川の本性を現はして毎年少からぬ被害もあり、殊に明和安永の大水害の凄慘なる情景は忘れようとして忘れ得ざる印象である。

従つて此の川から此の水害を除去せようとするれば、堤防を著しく増築するか、往古の形に大濶するか、又は河積の擴張をするか新らしく一川を設けて河積を補ふかの外はない。(植林の論は其の當時にもあつたが是れは別に考へる)而して堤の嵩上げは今迄の經過に照して有効でなく、却つて危険を増すものである。浚濶、擴張は其の工費大なるのみならず、枇杷島の狭窄部の如きは兩側人家連檐到底遂行し得ざる事である。此の枇杷島の狭窄部と稱するのは丁度國道十五號線、即ち東海道の横斷する附近で、其の上下流は川幅三百間以上六百間もあるのに此の部分約五町間は川の中に大きな島あり、また此の島に人家多く立ち並び、川幅は二川合して八十間内外加ふるに國道には枇杷島大橋小橋が架せられて水を阻んでゐる。

是れが即ち狭窄部である。此所の兩岸は、徳川家康公の御墨附を有する權威ある青物市場であつて仲々移轉など思ひもよらぬ處であるから、到底河積の切り擴げは出來ない従つて残るは溢水路たるべき新河開鑿の一途のみである。

新川開鑿の説は寶曆年間に堂々と其の説を立てた人がある。其の一つは松平君山氏の巡河日課（寶曆年間著）にも庄内川を丈夫堀に溢流せしむる説がある即ち庄内川を南に切り落して、今の堀河に流入せしめ船運の利便を大ならしむると云ふ目的であるが、是れは容易に行はれる事ではない。

折しも尾西一帯の地方は、寶曆年間以來常に入水し民力衰へたる上に、庄内川の川床高まるに従つて備前閘（ニツ坎）も五條川も排水の不良を來し、年々水腐を重ねる情況である。是れによつて地方民は庄内川と別に一新川を開鑿して、排水の改良を期し、五條川は別に海に放流せられ度き事を藩公に懇願せりと雖も、藩費多端にして仲々實現せず直願、箱願、強願までして哀願するに及んでも尙聞き届け難く、願書焼き捨ての掲示を見るのみであつた。

即ち庄内川の改修策たる一新川の開鑿工事は、民意既に然る故に、其の惡水路を兼ね開鑿する事が最も有利であるとは言ふまでもない。

其れ故に先づ庄内川の堤を河口より五里四町上流、即ち楠村と山田村の境に於て右岸に切り落し洗堰を作る事にした其の長さは約三十間、高さは五合水にて洪水が越へ始める程度である。また構造は木枠を組んで石籠を並べ、兩側は石積として堅牢に仕組んだものである。

洗堰を越へる水は計算上洪水時最大一萬五千立方尺秒位で、本川の六分の一位の水量を流すものである。又た現在の堰頂は堤防の天端から十四尺位の低さである。

新川は平時即ち洗堤を水の越へ始めない内は、沿岸のよい排水路であるが、庄内川の洪水の流下する時は其の勢全く一變して兩岸の水閘は其の門扉を閉し、減水の速かならぬ事を俟つものである。

かゝる性質のものであるから、新川の河積は勿論庄内川洗堰流過の水量を標準として計畫せられなければならない。

洗堰を落ち込むだ水は、大きな大蒲沼に合せしめ、新川は此の沼より起り、川幅上流三十五間下流四十間一律に田面よりも尙數尺の深さに川床を有せしめ、伊勢灣の潮汐が四里上流迄も影響する位、深く且つ緩い勾配に開鑿したのである。従つて庄内川に直接排水して川床の高まるのに惱まされた備前閘の排水區域や、五條川の沿岸特に五條川の氾濫に苦んだ海部郡方面の住民は、本川の開鑿と共に是れ等の水路が新川に切り換へられた爲めに全く救はれる事が出来た。

又た河口は庄内川とは全く別に脊割堤に境せられて尾張灣に流入し、庄内川よりの流出土砂に

脅さるゝ事なく、尾西一帯の水運をも開き得たのである。

工事は最も工費を節約する爲めに切り取つた土は直ちに兩岸に捨て置き自ら堤防形をなさしめたが著しく切取土が剩つたので、沿岸民の苦情もかまわず、どんどん土捨場にせられたと傳へてゐる。

其後明治元年入鹿池の破壊した時は、其水が此の川に落ち込んだ故に、本嵩以外に高く其れ以後堤防は數尺高められた、現在では川幅三十八間乃至四十一間五分の整正なる排水路をなしてゐる。

此の治水工事は人見彌右衛門の推舉によつて水野千三右衛門主として計畫施工に従つたのである。

水野千三右衛門は名は士淳、天性治水を好み、十歳にして簷滴行潦、自ら治水の遊戯を以て至榮となすと言ひ傳へ、普請奉行となつてからも、恐らく至誠其の職に盡した人と思はれる。地方に残る口碑の傳ふる處によれば、此の治水工事に要する工費たるや、藩一年の收入を全部傾注しても尙たらず尋常一樣の方法を以てしては、實現する事不可能であるが而し、地方民の要望もあり何とかして完成を期せなければならむ故に藩主は之れが研究を人見氏に命ぜられ、人見氏は普

請奉行水野氏に命じた。水野氏は一大決心の下に、工費を極めて小額に見積り、主として地元御冥加人夫（義務的に出役する人夫）を多くし全長五里餘を數百の區劃に分ち、各村々字々に其の一區劃を渡して、一時に完成せしむる事とし、殆んど皆同時に着手せしめた。かくの如く上下流殆んど同時に着手せしめた理由は、途中にて工費不足の爲めに挫折する事あるも、工事は最早放任する事能はず、自分一身に責任を負へば遂に萬民永遠に救ふ事を得ると云ふ悲壯なる決心の致す處であると言ふ。果せる哉、工事三分の一も終らざるに異論百出薩費不足し、幕府に貸與を願出でて尙足らず、豪商より調達金を命ずる事も最早限度に達し遂に水野千三右衛門は免職幽閉隠居を命ぜられ、工事は一時中止せらるゝに及んだ。然るに沿岸の水害は從來より尙其の度を増し、愁訴歎願再び水野氏を起用して天明七年に至つて漸く工成つたと稱せられる。即ち水野士淳は身を以て民を救ふの犠牲心を有した人と言ふべく時に彼れ五十歳であつた。

後三十六年恩澤を蒙りたる地方の人々は新川堤上に彼れの生碑を建て、其の徳を頌した。次は其碑文である。

水野士淳君治水碑

愛智、春日井郡中有三川、其源一出濃洲土岐郡、是爲勝川、一出參州加茂郡、是爲矢田川、

二水會爲_二莊内川、其川繁_二回莊内、而歸_二干海、明和四年丁亥七月、沫雨傾_レ盆水潦衍溢、猿投山谷口崩騰、愛智、春日井二郡水災最甚、屋宇漂流、人馬陷溺、而後砂礫懼敷、堤防屢決壞、安永八年己亥八月、水潦復至、衆民昏墊、明公時命_レ駕視_二民疾苦、而深憂_レ之使_二參政人見瀾右門小野黍子魚、度支長水野千三右衛門源允士惇、專掌_二治水、於_レ是士惇君首謀_二其事、精覈_二水行、比良村大蒲沼、郡鄙之濼會_二合于此、回以_二其沼、爲施_二功之載、天明四年甲辰、鑿_二沼南味鏡堤、就_二其堤腹、築_二五分石堰、自_二比良村、距_二海東郡榎津村之間、別疏_二鑿一巨川、號_二新川、以殺_二庄内川水勢、爾後勝川潦踰_二堤五分、則其潦溢_二石堰、經_二大蒲沼、入_二新川、勝川水潦頓減_二其半、往昔五條川水歷_二八屋村、會_二莊内川、故其潦沂_二五條川、害_二海東郡、於_レ是塞_二八屋派口、會_二五堤、雙歸_二干海、而群村悉免_レ災、三十六年、予每_二巡視、與_二老里正、仰_二士惇君治水之功、且嘆_二歷_二星霜之久、少壯者今習_二安居、而無_レ知_二免_レ災之由、今茲君八十有六、庶民逾頌_二其德、且祝_二君之壽考、乞_二立_レ碑以傳_二後世、予謂、後漢董詡除_二須昌令、多_二異政、人爲生立_レ碑、今追_二其故事、不_レ爲_レ潛矣、當_レ爲_レ君勒_レ碑、使_二民不_レ忘_二其惠澤、夫子魚君舉_二士惇君、使_二君專掌_二治水、又使_二造牌令武藤加六藤原直遠爲_レ副、量_二水利、相與戮_レ力、土功遂成爲、君獨保_二眉壽、至_二于今、比

年蒙_二恩華、事蹟益彰、庶其名與_レ石_レ不朽是以立_二碑比良堤上、作_レ頌、其辭曰、

赫矣二賢	寔天所 _レ 啓	爲 _レ 爪爲 _レ 牙	維國之體
允文允武	維治之祗	吁士惇君	水工濟々
銘 _二 心禹貢	委質 _二 張洲	辟商 _二 羊害	救 _二 昏墊憂
慕若 _二 父母	望邁 _二 等壽	不 _レ 拘 _二 小節	寬大壯優
陞 _二 大司農	逾事 _二 治水	修 _二 築河渠	撫 _二 恤邑里
老安 _二 散官	講 _レ 武卓爾	遂以 _二 舊功	恩光倍徙
底平 _二 治蹟	立 _二 奠居基	民承 _二 專達	感 _二 星霜移
厥功厥壽	與頌與嬉	丕々懿德	永在 _二 生碑

文政二年己卯十一月

張藩 大代官 樋口又兵衛中原好古謹誌

新川開鑿後庄内川の被害は一時減じたが川床は尙高まり洗堰は五合水に達せずして溢流する様になり又た出水ある毎に破壊せられ、其の維持上にも非常なる苦心をなし、且つ其の高さは庄内川本川の沿岸と新川沿岸住民との間に於ける物議の種であつた。

洗堰築造後百七十四年間の水害は天保九年、嘉永三年、慶應元年、明治二十九年で其他明治四十四年は一部の水害に止まつたが、兎に角天明の治水が庄内川の氾濫を少なからしめた事は實に大きな功蹟なりと稱せられなければならむ。

明治時代に入つて後は堤防も益々丈夫に、洗堰も人造石を以て最も堅牢にせられた。

以上述べたる外各藩の治水事業に就て一々説述すれば大小幾多枚舉にいとまないが、その内二三を列擧すれば、寛永十一年甲戌九月佐賀の藩主鍋島信濃守勝茂の家臣成富兵庫茂安は大阪の亂平定後藩主を勧め、領内の水損早損を救ふ方法を考へ、新地を拓き、水流を分派し、堤を築き水を湛へ、灌漑の用に供する事に努めた。巨勢郡の荒野高峯から尾崎迄一里半は萱芽生茂つて居つたので茂安は百姓を集め、望に任せて、二町歩、三町歩と割渡し、土佐嘉の一江水筋に石の大堰を作り、灌漑に便し、洪水の時は高尾川へ落した。爲めに巨勢郡の野は忽ち變じて田畑と爲つた。又筑後川の水を治め、水除の荒籠を工夫した。

又杵島郡の荒野に長島川を引いて、千石餘の新田を起し、小城郡蘆ヶ里の水道を堀り、河上川洪水の憂ひを除いた。(成富家譜)

又慶安三年水戸藩に於ては、常陸國那珂郡岩崎村及び久慈郡辰野口村に、堰を鑿ち、竣功と共

に、久慈川の水を上げた。堰は川の兩岸に在つて、岩崎江堰は、長さ五里二十五町二十七間、辰の口江堰は三里一町五十間、其の水積は藥谷村茂衛門及び其の子勘衛門二人に命ぜられ、望月五郎右衛門、長谷川五大夫之が指揮監督に當つた。

又明暦二年丙申水戸藩に於ては其封内常陸國那珂郡小場村及び茨城郡赤澤村の二堰が竣功した。

小場江堰は長さ七里四十三間、赤澤江堰は長さ四里二十餘丁共に藥谷茂衛門の水積にして、那珂郡の水を上ぐる爲めである。(水戸紀年)(註)

(註)茂右衛門、父は某と曰ひ、甲斐國黒川に住て、武田信玄に仕へ、屢々戦功あり、武田家亡びて後徳川家に屬し、小牧山、小田原の役に従ひ、功勞あり。後黒川に歿す。

茂右衛門、父の後を繼ぎ家聲を墜さず。然るに正保の初め天大に旱し、封内の水田往々龜裂し、秧稻皆枯死す、就中久慈川沿岸の諸村最も甚し。時の參政望月五郎左衛門曾て茂右衛門の水理に達するを聞き、之を召し、共に久慈川兩岸の地形を察し、水利の方法を問ふ、茂右衛門辰之口、岩崎兩村より久慈川に堰を据え、水路を通ずるに若かずと。抑久慈川は源を八溝山に發し、溝川、押川、瀧川、玉川、淺川、山田川、黒川の各川を容れ、遂に久慈那珂兩

郡に界を畫し、久慈郡久慈村に至り、海に注ぐ。而して此の辰の口外二十箇村は久慈川を西に帶び、山田川は東北諸山の溪流を合し、其の東を通じ、淺川の細流は兩川を東西に視て共に久慈川に合す、斯の如く縦横川線の利あるも皆泉源を東北數里の間に發し、一朝の雨忽ち河水暴漲し、數日の早、忽ち流域乾涸し、之を利するに甚だ難しとす是を以て沿岸の村邑は近傍溪間より發す泉流と天雨とに頼て、漸く耕種に従事せしも、此の如く非常の大旱に遭遇しては、忽ち飢餓に迫れり。茂右衛門の炯眼早く意を此に注ぎ、堰を設けて水を利するの法を案出す。當時干戈漸く治り諸國の藩主各封に就き、治民の法を求むるに汲々たりと雖へども、瘡痍未だ癒へず、或は殖産興業の舉に意を用ゐるの違あらざるも、頼房の賢、參政望月五郎左衛門の言を聽き、茂右衛門父子には人口を給し築造の事に従はしむ。茂右衛門乃ち辰之口を水口に定め、同郡花房村内山通り及び大方村内淺川に掛越箱樋を以て水を導き、用水場と爲せり。樋の長三十六間、横幅二間にして水底は蛇籠を以て積疊せり。然るに河水樋上に停滯し、澎湃渦を爲し、工事甚だ難し。茂右衛門百方焦慮し、子勘右衛門と共に晝夜精勵殆ど寢食を廢し、正保二年より慶安二年迄凡そ五年有餘にして功を竣へたり。是より辰之口外二十箇村の水田灌溉の便を得、水戸藩内産米第一の地と稱するに至る。當時藩主大に之

を嘉し、茂右衛門に金二十兩を與へ、加ふるに年々俸米若干を與へ水積役を命じ、封内水旱の患ある村落を巡檢せしめ、或は堰を設け、或は溝を通ずる等其の災を免れしめたるもの郁て二十餘箇村なりと云ふ。茂右衛門は堰成りし後、十一年を經、即ち萬治二年五月歿せり。子勘右衛門父の家事を繼ぎ名聲籍甚たり。光圀封を襲ふに及で、猶水旱の患ある村落を普く巡見せしめ、除害の方法を考察せしむ。勘右衛門第一に山田川の堰を築き、辰之口堰の利用をして完全ならしむ。山田川は源を金砂山に發し、水淺く流れ急に儲水に便ならず。而して、辰之口堰より分派する水は、空く此の川に注ぎ去て用を爲さず。因て勘右衛門堰を中央に築きて其の流を抑へ、再び其の東方なる藤田、藥谷、大里、天神林等の諸村に注ぎ、大に流注の便を増せり。又水戸下市は征波湖の沿市にして地極めて低濕、井を鑿つても汚濁にして、飲用すること能はず。古來大に憂ふる所なり。光圀の時泉源を笠原山に取り、水道を下市に通ずるの舉あるや、勘右衛門命を受け、水理を案じ、經營に従事し、大に功あり。光圀之を嘉し、名を圓水と賜ふ。蓋し水は方圓の器に隨ふの意に取りしなり。圓水二子あり長を勘右衛門と曰ひ次を八郎兵衛と曰ふ。圓水老て後、家を次男八郎兵衛に譲り、嫡子勘右衛門を携へて同郡藥谷村に隱居す、辰之口堰成るや、苗字帶刀を免され、封内水積役の外尙堰天守役を勤

む。又辰之口外二十箇村の人民、其の恩澤に浴するの報酬として、永く八郎兵衛に粃四十五俵、勘右衛門に粃六十俵を贈ることを約す。勘右衛門及び弟八郎兵衛共に父祖の遺業を継ぎ、家聲を隆さず。常に封内を巡視し、水利を興せしもの少なからず。子孫連綿たりと云ふ（此郡里記辰之口堰舊記）

灌漑治水の根本策としては、水源の涵養に力め、山林の濫伐を禁じて植林を奨励した。

即ち寶曆七年丁丑九月の布告に依れば「山林竹木は猥りに伐り取る可からざる事も古來の御定めなる處、近年村普請等の節不相應の大木を伐り取る由御聞に及ばる、自今以後縦令御奉行役人の申付けなりとも得心難き儀は早速御代官へ申し上ぐべし。尤も竹木を伐りたる跡御林は勿論、百姓林たりとも時節を違へず苗木を植立つる様致すべし（徳川政務祕祿の内差出方掛申渡留）」

以上江戸時代を通じて多くの水利土木の大事業が行はれたが、肥後の加藤清正、その子忠廣の土木事業を初めとし、水戸藩、佐賀藩の大工事、更には熊澤伯繼、津田永忠の主張による岡山藩の治水事業、野中兼山の土佐藩に於けるが如きも特筆すべきものである。

第六期 國民經濟時代

國民經濟とは、近世の民族國家の成立並に資本主義の支配によつて完成せられたる經濟組織である。

徳川時代に於ては幕府の最高支配權が強大にして著しく中央集權的政治が行はれた結果、日本全體が一の國家的體制を備へ、貨幣經濟、交換經濟が發達し、國民經濟的發展をなした。あつた。而して國民經濟の完全なる發達にとつては封建制度はその束縛となり、そこに封建制度崩壞の必然性が胎胚して居た。故に實質的には已に徳川時代の末期に於て國民經濟はある程度に成立して居たのであるが、幕府が最高支配權を奉還し、武士階級がその特權を放棄したる明治維新によつて名實共に國民經濟時代が展開せらるゝに至つたのである。而して明治新政府の確立、中央集權の郡縣國家の成立と共に、全く新なる經濟組織を整へ、舊來の封建的經濟を變じて根本的に資本主義化するに力めた。

明治の維新は社會的經濟的大變革なるが故に、從來支配權を有したる武士階級の間には勿論被支配階級たりし農民の如きもその急激なる變化をいとひ、新政に反抗して動搖したのである。

故に明治十年頃迄は舊武士の反抗、百姓一撥等が各地に發生した。併し新政府は幕府の財政破綻のあとを受け幾多の苦心を重ねて之が整理を行ひ、漸く國家の基礎が固定せられ、人心は次第に新政に歸服した。この時に當り國民一般の經濟状態を見るに多年武士階級の誅求苛斂の下にその經濟力を減殺せられて居たので、國家並に人民の切實なる要求は生産力の増大であつた。政府は茲に顧る所あり特に重大なる利害關係を有する河川の工事は國庫の許す限り國に於て直轄施行するの方針を執るに致つた。

今試に時代を劃して其の事業の大觀を延べれば

第一期（明治六年度乃至同十九年度）

國に於て河川改修事業を直轄施行したのは明治六年澱川に濫觴し爾來利根、信濃、木曾、北上、庄、阿武隈、富士、阿賀野、最上、吉野、筑後、大井、天龍の諸川に及び之を直轄十四大川と稱した。然れども明治十九年度に至るまでは未だ大體に渉る改修計畫確立するに至らなかつた爲單に亂流の甚しい局部に水制工、護岸工等を施し、一面水源の荒廢した禿山に砂防工を施行したに止まり、全川を通したる改修を行ふには至らなかつた。

本期間の總工費 三百八萬六千三百二十八圓

一ヶ年平均 二十五萬七千九百四十四圓

第二期（明治二十年度乃至同二十八年度）

其の後明治十九年に至り各川に對する改修計畫完成を告げたので右計畫の内低水工事（河身を矯正して航路を一定し通船運輸の利便を開くを以て目的とする河身工事）は國に於て之を施行し高水工事（洪水の被害を防禦する堤防工事）は關係府縣をして之が經營を任せる方針の下に、明治二十年度から毎年度國庫から支出する河川改修費を八十五萬圓と定め爾來漸次工費を増大して各川の工事を進行して明治二十八年に至つた。

本期間の總工費 六百七十二萬四千二百九十圓

一ヶ年平均 七十四萬七千四百四十三圓

第三期（明治二十九年度乃至同四十三年度）

明治二十九年河川法制定せられ重要な河川工事は其の工費の一部を關係府縣をして分擔納付させ、内務大臣に於て自ら之を施行することゝなつた爲、直に澱、筑後兩川の高水工事に着手し尙ほ従前施行中であつた木曾川其他各河川の工事は同法施行規程第八條に依つて繼續施行することゝなり、爾來明治四十三年度までに河川法に依り内務省に於て直轄施行した改修工事は利根、

庄、九頭龍、遠賀、澱、信濃、吉野、高梁、渡良瀬の諸川である。

本期間の總工費 一千百六十四萬千六百九十八圓

一ヶ年平均 七十七萬六千百十三圓

第四期（明治四十四年度以降）

明治四十三年全國各地方に大水害起り未曾有の悲惨事を演出した爲政府は臨時治水調査會を設け、調査審議の結果全國に亘る根本的治水の計畫を樹立し、第二十七回帝國議會に對し明治四十四年度以降十八ヶ年の繼續費として治水事業費一億七千六百七十四萬四千四百七十一圓（内國庫費一億三千五百七十五萬七千九百七十四圓地方分擔納付金四千九十八萬六千四百九十七圓）の豫算を提出し、其の協賛を経て該計畫に基き漸次事業の遂行に力むるに至つた。

右計畫は之を分つて河川改修計畫と砂防計畫との二となる。

一 河川の改修は河川法に依り國の直轄事業として改修を行ふべき河川を六十五ヶ川と定め之が施行時期を二期に分ち當時既に施工中の九河川即ち利根（渡良瀬を含む）信濃、庄、木曾、九頭龍、澱、高梁、吉野、遠賀の諸川に加ふるに荒、北上、岩木、雄物、最上、阿賀野、神通、富士、加古、斐伊、緑の十一河川合計二十河川を第一期河川とし爾餘の阿武隅、天龍、筑後、那珂、鳴

瀬、多摩、庄内、矢作、中、大和、紀、矢部、相模、久慈、太田（静岡）、吉井、由良、圓山、關、千代、旭、米代、郷、名取、蘆田、酒匂、手取、菊池、鈴鹿、渡、豊、狩野、仁淀、川内、球磨、太田（廣島）、大野、大淀、大分、馬淵、肝屬、肱、鶴見、白、相坂の四十五河川を第二期河川と定め第一期河川は大正十七年度迄に其の完成を期し、又第二期河川は第一期の期間内に調査を行ひ第一期河川竣功後改修に着手し得る様準備をなすものとした、其の第一期河川に對する改修費豫算一億六千四百三十一萬四千四百七十一圓。

二 砂防計畫は河川改修の計畫に伴ひ直轄河川の流域に對しては國に於て自ら之を施行するを原則とし地方行政廳に於て施行する砂防工事に對しては國庫から相當の補助を與へ將來益之を獎勵助長し、國の直轄工事と相俟て漸次砂防計畫の完成を期する事とした。而して之に對する工費豫算は一千二百四十三萬圓である。

政府は右計畫に基き明治四十四年度以降著々事業の進捗に力め來つたが、大正二年に至り行政及財政の一大整理を行ふの必要上、治水事業費も亦一郡繰延の不得止に立至つた爲當初大正十七年度迄の繼續費であつたのを大正十八年度迄に延長し、各河川毎の竣功年限は事業の緩急及設計追加等の關係に依り一ヶ年乃至數ヶ年を延期するに至つた。其の間漸次第一期河川改修の歩を進

め大正十年度迄に荒、北上、阿賀野、雄物、最上、加古、岩木、神通、富士、木曾、上流諸川の改修にも着手するに至つた。

然るに大正三年以來の歐洲戰亂の影響は物價勞銀の異常なる騰貴を來し爲に改修工費に不足を告げ、豫算を追加するの不得止に至り同時に若干の設計變更又は追加を要するものある爲、大正八年度に於て壹千二百二十五萬九千四百五圓大正九年度に於て二千二百三十三萬八千九百六十五圓大正十年度に於て二千六百七十七萬四千三百三十八圓の工費を追加した結果改定せられた治水事業費は次の様である。

治水事業費 二億三千七百一十一萬七千七百七十九圓

内 一億八千五百二十二萬九千十五圓（國庫費）

五千六百五十八萬八千六百六十四圓（地方費）

第一期河川改修の經過は前述の様であるが國の直轄施行に係る改修區域は概して利害關係極めて重大な主要幹川の部分に限られ其の上流又は支派川の改修に至ては之を關係地方の經營に俟つての外なく又第二期河川の改修は第一期河川の改修竣功の後を待つまでは工事に着手するを得ないのである。然るに比年等各川の洪水頻りに臻り其の損害甚大にして改修工事の急施は益々痛切

の度を加へ、關係地方に於ては或は國の直轄施行の急施を望み、或は國庫の補助を得て自ら進んで之を施行しようとするものも尠くなく、政府も亦之等河川の改修工事速成の緊要なるを認め第一期河川の上流及支派川竝第二期河川等にして平地面積廣く利害關係極めて重大なるもので關係府縣に於て根本的改修計畫を樹て國庫の補助を申請するものに於ては河川改良費補助なる名目の下に相當補助を與へ且つ場合に依り明治三十年法律第三十七號（國庫より補助する公共團體の事業に關する件）に依り内務大臣に於て其の事業を直轄施行するの方針を執り大正六年宮城縣に於ける江合、鳴瀬兩川改修費に對する二分の一國庫補助の新例を開き次て千曲、多摩、太田、阿賀、阿武隈及び圓山諸川の改修工事に對し何れも工費二分の一の補助を與へ且つ其事業を直接施行することとなつた。

尙ほ既成澱川改修工事は大正六年十月に於ける洪水の實況に鑑み更に増補工事施行の必要を認め河川法に依り關係地方に工費の一部を分擔させ大正七年度以降六ヶ年繼續の直轄工事とし其の費用を河川改良費中に計上し工事に着手した。

以上の河川改良費は當初大正二十二年度迄の繼續費で其の總額五千二十一萬七千六百圓（內國庫費二千六百三十七萬六百圓地方費二千三百八十四萬七千圓）であつたが、大正十年度以降物價

騰貴の關係に依り經費追加の結果左の如く其費額を改定し且つ總體の繼續年限を大正十九年度までに延長した。

河川改良費 五千八十六萬六千二百十八圓

内 二千六百八十七萬四千二百十八圓(國庫費)

二千三百九十九萬二千圓(地方費)

備考 前記河川改良費中には大正九年度まで宮城縣に於て國庫補助を受け施行せる江合、鳴瀬

兩川改修費百三十一萬二千圓内國庫補助金七十萬圓地方費六十一萬二千圓を包含す。

第五期

大正十年に至り前述の如く第一期河川の内斐伊、緑の二川を除き其の他は全部改修に着手するに至つたが第二期河川に在ても改修工事の必要益々痛切を加へ第一期河川改修工事の竣功を待つ餘裕がない爲地方に於て進んで改修工事を施そうとするものに對し相當補助を與へ、其の改修を助成するの方針を採るに至つたことは前述の様である。然るに此種の要求益々多數を加へるに至つたので、此際更に一定の根本計畫を樹立する必要を認め臨時治水調査會を設け其の法策を諮問した處同會は審議の結果大正十年六月左の如き決議を爲した。

第二治水計畫に關する件

一 河川改良費を以て改修中の河川の外尙左記五十七箇川を大正十一年度以降二十箇年内に改修するを適當と認む

木津川(京都)	由良川(京都)	大和川(奈良)	相模川(神奈川)
酒匂川(神奈川)	鶴見川(神奈川)	信濃川上流(新潟)	關川(新潟)
鬼怒川(栃木)	小貝川(茨城)	那珂川(茨城)	久慈川(茨城)
鈴鹿川(三重)	新宮川(三重)	矢作川(愛知)	庄内川(愛知)
豊川(愛知)	天龍川(長野)	狩野川(静岡)	安倍川(静岡)
菊川(静岡)	大井川(静岡)	野洲川(滋賀)	犀川(長野)
阿武隈川(宮城)	名取川(宮城)	北上川上流(岩手)	馬淵川(青森)
最上川上流(山形)	雄物川上流(秋田)	米代川(秋田)	北川(福井)
手取川(石川)	常願寺川(富山)	小矢郡川(富山)	黒部川(富山)
千代川(鳥取)	天神川(鳥取)	日野川(鳥取)	旭川(岡山)

吉井川(岡山) 蘆田川(廣島) 太田川(廣島) 佐波川(山口)
 紀ノ川(和歌山) 那賀川(徳島) 土器川(香川) 肱川(愛媛)
 仁淀川(高知) 渡川(高知) 筑後川(福岡) 大野川(大分)
 大分川(大分) 白川(熊本) 大淀川(宮崎) 川内川(鹿兒島)
 肝屬川(鹿兒島)

一 前項選定河川及現に補助事業として施行中に係る河川の改修費國庫負擔額は河川法第二十六條に依る最高限度とするを適當と認む

一 政府は既定及新規計畫の河川改修費、砂防費、調査費及研究費として將來國費三億七千九百九十九萬九千二百一十一圓を支出するの必要ありと認む

一 前項の支出に關しては普通財源に依るを原則とし財政上の都合に依りては借入金又は公債に依り前記年度内に可成速に事業の完成を期せられむことを望む

備考

一 第一項の河川の外多摩川上流、入間川、烏川及山田川の改修は既定改修工事の追加として施行するものとし其工費は第三項の金額中に之を含む

一 既定第一期河川及現に補助事業として施行中に係る河川にして引續き國に於て改修工事を施行すべきもの左の如し。

利根川(渡良瀬を含む)、信濃川、木曾川、淀川、九頭龍川、吉野川、高梁川、北上川、雄物川、荒川、阿賀野川、富士川、最上川、神通川、岩木川、加古川、斐伊川、綠川、多摩川、江合川及鳴瀬川、圓山川、太田川(静岡)、阿賀川及阿武隈川、千曲川

治水計畫の實行に關する件

治水事業は關係地方の福祉に重大なる關係を有するは勿論國家の利害に影響する所亦甚だ大なるが故に此計畫の遂行に付ては地方財政の狀況と河川の實狀とに鑑み最も慎重に緩急の順序を審定し調査の進むに従て之を起工し敢て遲滯なきを期する等苟も大局を誤るなからむことを望む。

第二期河川改修工事施行の件

既定第二期河川たる矢部川、菊池川、球磨川、郷川、相坂川の五箇川は將來改修工事施行を必要と認むる場合に於ては速に第二期計畫河川中に之を追加し其の實行の措置を執られむことを望む。

砂防計畫に關する件

砂防に就ては大體利害の關係重大にして工事至難なるものを國に於て施行するを原則とし其の他は補助の方法に依り地方の經營を助成するを適當と認むるも其の工事の種類及困難の程度に應じ成るべく補助率を高むることを望む。

御料林及國有林内に於ける砂防設備の件

御料林及國有林内に於ける崩壊は其の範圍極めて廣く且つ其の程度重大にして特に砂防設備の急を要するものありと認むるを以て宮内省及農商務省に於ても内務省所管に於て施行する砂防設備と相俟て速に適當の措置を執り砂防施設の効果を完ふせむことを望む

依て内省務に於ては右の方針に則り直に計畫を樹て翌大正十一年度から之が實行を期せうとしたが財政上の都合に依り實現の運びに至らず、單に斐伊川改修の工を起すに止まつ(斐伊川改修費及既定事業の經費不足額九百五十四萬八千九百九十一圓を追加し且つ繼續年限を大正二十二年まで延長した)たが大正十二年度に至り、從來河川改良費に依り補助事業として施行中であつた河川の改修工事迄も總て國の直轄工事とし、其費用を治水事業費の内に併合し且つ國庫から、工費の半額を補助したのを改め、河川法第二十六條に依り其府縣の地價千分の二箇半を超過する

工費の三分の二を國に於て分擔支出することとした。又之と同時に天龍、紀ノ、信濃上流、筑後、千代、蘆田六ヶ川の改修工事をも起工し、尙維持工事に於ては從來の木曾、淀兩川に加ふるに新に利根、渡良瀬兩川を國に於て維持することとなり茲に第二治水計畫の一部を實現するに至つた。

前述の如く大正十二年度に於ては新規計畫河川の改修に着手した外尙既定河川の設計變更及追加並に物價騰貴に基く經費不足等の爲既定繼續費に一億二千九百五十三萬八千七百四十四圓を追加し總費額を四億二千七百七萬一千百三十二圓に改定したが、一面財政の都合上經費の一部繰延の必要に迫られ既定年割額の内十二年度分は國費の三割十三年度以降十六年度までは國費の二割五分づゝの繰延を行つたが同年九月關東大震災の關係に因り更に財政緊縮の必要を生じ、十二年度分は實行豫算に於て更に四百萬圓を繰延べ翌十三年度に於ても實行豫算に於て、同年度以降二十年度まで毎年二割五分の繰延を行ふこととなり、且つ繼續年限も大正二十六年まで延長することとした。然るに尙十四年度豫算の編制に當り重て經費繰延の已むを得ざるに立至り同年度以降四ヶ年間十三年度實行豫算に於ける國費年割額の内から十四年度は三割八分五厘、十五年度は二割九分二厘、十六年度は一割八分二厘、十七年度は七分の繰延を爲すこととし豫算年度割を改定することとなつた、又之と同時に北上川改修費不足の爲工費二百七十萬圓を追加することとした。

以上の關係に依り治水事業費總額は累年増額の結果大正十四年度豫算に於て左記の通り改定することゝなつた。

治水事業費總額四億二千九百九十七萬一千百三十二圓

内 譯	總 額	國庫費	地方費
事務費	三、五五、九六	二、五五、九六	—
河川費	三九五、八〇五、一五四	二六、八〇七、〇七	一二六、九九、〇九七
砂防費	一三、四三〇、〇〇〇	一一、二七〇、〇〇〇	一、一六〇、〇〇〇
計	四三九、七七一、一三三	三三、六三三、〇三五	一二八、一五八、〇九七

備考 本表中には大正六年度以降大正九年度まで宮城縣に於て國庫補助を受け施行した江合鳴瀬兩川改修費金百三十一萬二千圓内國庫補助金七十萬地方費六十一萬二千圓を包含して居る。

次に各河川に就き施行した工事の概要を記述すれば、

河川改修工事

澗 川

第一 伏見守口間修築工事

本工事は國に於て河川工事を直轄施行した處の濫觴で、政府は明治六年蘭人工師を聘し實測並各種の調査を爲さしめ、同八年五月改修計畫の方針確定した爲、伏見觀月橋以下大阪天滿橋に至る約十一里の間を改修區域として工事に著手したが、明治十七年に至り大阪市に於て安治川口の築港を企圖した爲、本川下流の改修は築港計畫の完成を待つて施行する事とし、改修區域を大阪府下守口町迄に変更した。

第二 改修工事

本川は其の流域面積廣く我國屈指の大河にして、古來洪水氾濫の害甚しいために前記低水工事の外別に洪水防禦工事を施行するの必要を認め、明治二十九年河川法の公布と共に直ちに同法に基き高水工事を施行するの運に至つた。

第三 下流改修工事

大阪築港は安治河口に施設のことに確定したるにより、曩年一時中止した守口町以下の低水工事は明治四十年から該川筋に於て之を再始するに至つた。

第四 澱川改修増補工事

澱川の洪水防禦工事は上述の如く明治四十三年に於て完成し、爾來約十星霜を經、其の間數度の洪水があつたが遂に沿岸地方無事なるを得た、然るに大正六年に至り九月三十日及十月一日に亘り稀有の出水あり、木津川筋の出水甚しく宇治、桂兩川筋は左迄の洪水ではなかつたが、全川を通じて計畫高水位から上昇すること概ね一尺内外に及び堤防は諸所危険の状態を呈し、遂に京都府下三栖堤防（改修接續の在來堤）及大阪府下大冠村堤防の決潰を見るに至つた。其の出水の狀況に徴し如斯洪水は將來必ずしも稀有の事とは稱せられないので、大正七年度以降六ヶ年の繼續事業として全川に亘り堤防の嵩置腹付其他補強工事を施行し既成工事の効果を將來に確保する事とした。

利根川

第一 修築工事

本川は明治八年から局部の制水工事に着手したが、同十九年に至り妻沼村以下の本川筋及支派川の測量が完了したので、翌二十年度からは更に工費年額と竣功期限とを定め一定の計畫の下に低水工事を施行することとした、然るに派川江戸川筋は三十一年度に至り工事の竣功を告げ、本川筋は三十三年度から高水工事を施行するに至つた爲、當初の計畫工事は三十二年を以て打切り三十三年度以降は高水工事と關聯して既成工事の修補を行ふこととした。

第二 改修工事

本川は上記低水工事により稍良好なる航路を得るに至つたが、沿岸沃野頗る廣く古來水害屢々至り、殊に明治二十九年及同三十一年の如き大洪水があつて、高水工事の施行は既に躊躇を許さざるに至つたので、一定の方針に基き之が一大計畫を確立して明治三十三年度から實施するに至り傍ら低水路の修補を行ふこととした。

渡良瀬川

本川の幹流たる利根川の改修は漸次其の歩を進め全川に涉つて工事を施行するに至つたので、該工事と相俟て本川を改修する事が治水の効果を完ふする所以なるを惟ひ、明治四十三年度から

改修工事に着手した。

六四

信濃川

第一 第一期工事

明治九年實測に着手し同十一年から少許の工事に染指し、同十四年からは水源山地の砂防工を起した、然も該工事は未だ一定の計畫に基くものではなく明治十六年に至り始めて長岡以下の測量が完了したので、同二十年度から一定の改修計畫の下に長岡新潟間に低水工事及水源砂防工事を施行するに至つた。

第二 第二期工事

本川は曩に施行した當初工事に依り河狀著しく改良せられたが、該計畫に於ける洪水量は河口に於て十九萬立方尺を限度としたのに爾來洪水年と共に増大し、明治二十九年の如きは計畫水位から高さこと三尺河口に於ける流量は實に二十六萬立方尺の多きに達したので、更に進んで高水工事施行の必要を認め、又明治二十九年から新潟縣に於て施行し同三十六年度其の竣功を見た河口工事は爾後浚渫を怠つた爲水深不充分にして、且つ其の施設した突堤は平易を貴んだ結果堅

牢を缺くの嫌あり、於是明治四十年以降更に洪水排除並河口の改良を目的とする第二期工事を施行するに至つた。

第三 上流改修工事

大河津から下流河口に至る間は前項の改修工事に依り水害は全然其跡を絶つに至つたが、然し其上流に位する大河津小千谷間は、下流の平野と連続して居る重要な地域であつて、其水害を根絶すると同時に被害の下流に波及するを防止する必要を認め、大正十二年度から更に水害除却を目的とする上流改修工事を施行するに至つた。

木曾川

第一 下流修築工事

明治十一年本川及支川長良川、揖斐川の三川を各分流せしむる方針を以て、測量に着手すると共に、急施を要する郡分に對する制水工事を起し、又流砂の害甚しい山谿に對しては砂防工を施した。明治十九年改修計畫成るや築堤工事は關係三重、愛知、岐阜三縣をして施行させ、河身工事並砂防工事は之を國に於て施行する方針の下に同二十年度から其の工事に着手した。同三十一

六五

年度に至り明治三十年法律第三十七號に依り三重、岐阜兩縣の事業である築堤工事も總て國に於て直接施行することなし、其の費用を國庫に納付せしめた。

第二 上流改修工事

木曾、長良、揖斐三川の下流部は前記下流改修工事によつて水害を免れたが、其上流に位する部分は河狀不良堤防亦薄弱にして一朝破堤せんか、常に上流部に止まらずして既に改修を終つた下流沿岸の沃野をも濁流に没するの虞があるので、切に改修の必要を認め大正十年度から更に高水防禦を主眼とする上流改修工事を施行するに至つた。

北上川

第一 修築工事

北上川は東北地方の一大運輸機關であつて水運の便は古來から有名であるが、舟行上幾多の障礙並危険の免れ難きものがあるので、明治十三年航路改良計畫の下に改修工事を起し同二十年度からは更に繼續事業として經營するに至り、同三十五年度に於て竣功した。

第二 改修工事

本川は上記低水工事により航路稍々良好となつたが、尙土砂堆積に依り漸次水深を減し航行上の障害尠くないばかりでなく、本流及支川迫川、江合川等の水害頻發の結果切に高水工事の必要を認め明治四十四年度から更に高水防禦を主眼とする第二回の改修工事を施行するに至つた。

庄川

第一 修築工事

本川は明治十四年測量に着手し同十六年から之が改修工事を施行したが、明治十九年度限り一旦工事を中止するに至つた。

第二 改修工事

本川は曩に一旦改修工事の中止を爲したが爾來洪水頻りに至り、殊に明治二十九年夏期出水の際の如きは一大慘劇を演出したので、高水工事の必要を認め明治三十三年度から再び河川法に依り、改良工事を施行するに至つた。

阿武隈川

第一 修築工事

明治十四年測量に着手し同十七年から航路改良を目的とする低水工事を施行したが、明治十九年度限り一時工事を中止し明治二十九年再び工を起し同三十五年度竣功した。

第二 上流改修工事

上流福島縣下に屬する部分の改修工事を大正八年度以降實施するに至つたが、其詳細は阿賀、阿武兩川の部に述べる。

富士川

第一 修築工事

明治十四年測量に着手し同十六年度から局部の制水工事及水源山地の砂防工事を施行し、明治二十年度以降は繼續事業とし同三十一年度に至り完成した。

第二 改修工事

前記低水工事によつて富士川水運の便は大に開けたが、洪水交々至り水患頻りな爲、洪水防禦を目的とする高水工事の必要を認め大正九年度以降の繼續事業として之が改良工事に着手するに至つた。

阿賀野川

第一 修築工事

明治十六年測量を行ひ翌十七年から航路改良の目的を以て津川町以下海に至る約十六里半の改修工事に着手したが、明治十九年に至り工事を中止した此の工費四萬九百六十六圓。

第二 改修工事

本川馬下以下は水害相踵き而かも其の流域は地勢平坦であつて、西方信濃川沿岸の平野と連り、我國有數の米産地である。然るに其の西岸には堤塘の設けがあるが、斷續、不同、屈曲、迂回甚しく構造亦薄弱で洪水時に於ける沿岸の浸水は到底免れ難く、而も派川小阿賀野川は濁水を信濃川に送り同川の洪水と共に益々新潟港の埋塞を生ずるに鑑み、大正四年度から九箇年繼續事業として高水防禦工事に着手した。

最上川

第一 修築工事

明治十六年測量に着手し専ら航路の改良を目的として、明治十八年から改修工事を施行したが同二十年度からは更に竣功年限を定め繼續事業として之を遂行し、明治三十六年度に至り竣功した。

第二 改修工事

低水工事の施行により平水の流心確定し水運の便漸く加はつたが、由來本流域は本邦有数の降雨地に屬し、洪水氾濫の害甚しく比年水害損失の増大するに鑑み、大正六年度から十箇年繼續事業として洪水防禦工事を施行するに至つた。

吉野川

第一 修築工事

明治十六年測量に着手し同十八年から専ら航路改良を目的とする低水工事を施行し、同二十年度からは更に工費總額七十萬九千五百八十八圓竣功年限を十箇年として高水工事を續行するに至つたが、偶々明治二十一年七月及九月の洪水により西覺圓寺外數ヶ村の堤防決潰し爲に地方人民改修工事の中止を希望して止まなかつた爲、遂に同二十二年度限り其の施行を見合はすに至つた。

第二 改修工事

西林以下本川平地部は霞堤若くは無堤の状態なので一朝高水に際會したが最後、附近一面洪水氾濫し其の損害は計り知る事が出来ない。而して本川流量は偉大なるのみならず、水勢亦急な爲水害の及ぶ所一層甚しく就中川島對岸の如きは善入寺島に依り二分せられる。本川も洪水時に於ては二川一となつて是に一大遊水部を作り下流第十以下は廣大なる平野を擁するが沿岸は殆ど自然に暴殄し爲に平原悉く浸水するの状況であるので、切に高水防禦工事の必要を認め、明治四十年度から繼續事業として改修工事に着手した。

筑後川

第一 修築工事

明治十六年測量に着手し同十八年度から航路改良の目的を以て改修工事を起したが、更に明治二十年度以降は繼續事業として之を遂行し同三十年度に至り竣功した。

第二 第一期改修工事

曩に國に於て施行した改修工事は専ら低水路の改良工事に屬し、高水防禦工事に至つては地方

の經營に委ねた爲充分なる施設を爲すことが出来なかつたので、明治二十九年河川法公布せらるゝや直に澱川の高水防禦工事と相前後して本川の高水工事を起し、明治三十六年に至り竣功した。

第三 第二期改修工事

前項の高水工事竣功後に於ては久留米市以下の部分は浸水を抑止するを得て爾來幸に水害を免れたが、堤防薄弱にして異常洪水に對して安全を缺くばかりでなく、其上河の部分に至つては姑息の工事を施行したに止つたので、單に氾濫時間を短縮するの功があつたに過ぎなかつた。近時久留米市を始めとし沿岸地方の發展に伴つて尙完全に水害を除去するの必要を認め、大正十二年度から更に高水防禦を主眼とする第二期改修工事に着手するに至つた。

大 井 川

明治十六年測量に着手し同十八年から若干の改修工事を施行したが、明治二十年以降一旦工事を中止し、明治二十九年度に至り再び工を起し尙同三十一年度からは静岡縣に於て施行する築堤工事を明治三十年法律第三十七號に依り直接施行することとなり明治三十五年度に至り全部竣功した。

天 龍 川

第一 修築工事

明治十六年測量を行ひ翌十七年から洪水防禦並航路改良を目的とする改修工事を施行したが、明治二十年以降は更に繼續事業として之を續行し同三十二年度に至り完成した。

第二 改修工事

前項の工事及引續き地方に於て施設した多少の工事との爲東海道鐵道線鐵橋から上流の部分は洪水防禦上相當の効果を奏したが、尙未だ十分でなく特に同鐵橋以下は現在三派に分れ河狀不良な爲、比年洪水の被害あり之を防禦するの目的を以て大正十二度から改修工事を起すに至つた。

九 頭 龍 川

第一 第一期改修工事

本川沿岸は概ね無堤地にして適々堤防の設があつても、位置不規則且つ構造薄弱なるばかりでなく、流路は屈曲不整にして河幅或は狹隘に失し爲に疏通を害し、或は又廣濶に過ぎて亂流を恐

れしめるの状態であつた爲に一朝洪水に際會すれば無堤地から、或は堤防の決潰個所から氾濫し沿岸一帯浸水の厄を蒙り其の被害の慘憺たる様は名狀する事が出来なかつた。即ち明治三十三年度から利害の關係最も重大なる福井市附近以下坂井郡に渉る越前平野全體の洪水防禦を目的とする改修工事に着手した。

第二 第二期改修工事

明治四十三年に至り第一期工費の残額三十萬圓と追加工費七十萬圓とを以て、支川日野川上流部及び支川淺水川竝鞍谷川の改修工事を起し、又大正五年度から工費二十五萬圓を追加して支川天王川の工事に着手した。

遠 賀 川

本川は堤防薄弱であつて破堤或は漲溢に依る洪水の害著しく、殊に其の流域は有名なる筑豊炭の産地で、其の産額實に我國出炭量の三分の二に及び従て大小の炭坑枚舉に遑なく、即ち一朝本川の氾濫に當つては是等炭坑並諸工場の浸水交通機關の杜絶等其の損害揣り難いので、明治三十九年度から繼續事業として洪水防禦工事を施行するに至つた。

高 梁 川

本川水源地方は酸化花崗岩質に屬し山相極めて不良であつて、豪雨の際は土砂流出甚しく流量又大にして比年諸處に破堤を見水災尠くないので、明治四十年に至り十一箇年繼續事業として高水防禦工事に着手し後其の施行年限を延長して大正十三年度に至る繼續事業に改めた。

荒 川

第一 下流改修工事

本川の出水は主として夏期の豪雨に起因し無堤地の冠水は云ふ迄もなく、或は堤防を破壊し、或は之を漲溢し決水滔々武藏の平野に漲り時に利根の氾濫と合し、帝都を襲つて危険に瀕せしめた、故に諸般の調査を遂げ、明治四十四年度から川口町以下の下流改修工事を施行するに至つた。

第二 上流改修工事

大正七年度以降繼續事業として工事に着手した、其の改修計畫は熊谷町附近以下川口町に至る間は新に低水路を挾んで一大洪水路を堀鑿し、現在の堤外遊水地内の障害物を除いて疏通の増大

を計り、減水を速進し以て堤外地の被害を除くと共に堤防の危険を救はんとしたものである。

七六

雄物川

本川は幹支共に多くは無堤であつて、稀には堤防の存在を見るが極めて不規律であつて、且つ河幅一定せず殊に本川下流部に於ては流心定まらず、屈曲甚しいので流水の疏通を害し、従て支川岩見、旭の如きは逆流に因る水災著しく殊に近年出水相踵き土崎港は流出土砂堆積して、船舶の出入を妨げ益々不良の状態に陥ろうとした。於是大正六年度に至り水害の除去並河口改善の目的を以て改修工事に着手した。

加古川

本川は比較的小河川であるが、其の下流は播州の沃野を流れ農業水利上亦實に中國重要河川の一である。然るに勾配急峻なるのみならず、比年土砂の流出甚しく漸次河床を高め且つ河積不充分の箇所散在して居るので、一朝洪水に際しては河水忽ち漲溢し、或は堤防を屢々決潰する爲、大正二年以來之が調査に着手し先つ下流水害の最も顯著なる區域、即ち兵庫縣加東郡來往村黍田以

下海に至る約四里半に亘り大正七年度以降繼續事業として洪水防禦工事を施行するに至つた。

岩木川

本川沿岸は肥田並近年開墾せられし畑地及林檎園に化しつゝある野地に富んで居るが、水路甚だ不規則で狹隘に失する部分少くなく、殊に下流部は一大寄洲を作つて河幅頗る狭く加ふるに、堤防極めて低い爲に一朝豪雨あれば濁水氾濫して泥土の埋積甚しく、爲に十三湖も亦漸次其の水深を減するに鑑み、加古川と共に大正七年度から繼續事業として洪水防禦工事に着手した。

神通川

本川に於ける數條の大支流多くは數千尺乃至一萬尺の高峰に發源し、水路比較的短く兩岸亦峻崖迫り傾斜概ね急にして水量を緩和するの餘地無く一朝豪雨の襲來に會せんか、各支川の高水一時に本流に集注し、一瀉千里以て富山平野に突流し古來誠に難河の稱がある、之を以て大正四年其の調査に着手し大正七年度から繼續事業として洪水防禦工事を施行するに至つた。

七七

斐伊川

七八

本川は島根縣下の沃野である杵築平野を貫流し數派に分れて宍道湖に入る。湖水は更に出て、大橋川及佐陀川に依つて各中海及日本海に注ぐ、大橋川の湖から出た所に松江市があり、本川連年の洪水の被害は單に本川沿岸のみに止まらず、湖岸及大橋佐陀兩川沿岸の平地に及ぶ爲之を防止する爲大正十一年度から改修工事に着手した。

江合、鳴瀬兩川

鳴瀬川及北上川の支川江合川は其の間に介在する一大沃野の慈母であるが、其の氾濫の害亦甚しく特に江合川は水源山地の荒廢著しく、洪水時は云ふ迄もなく平時と雖も年々土砂の流出尠くなす。

又鳴瀬川の支川吉田川は品井沼を経て小川に入り鳴瀬川に通ずる外、五條の隧道に依つて高城川に連絡し松島灣に注ぐが、洪水に際しては鳴瀬川の逆水を受けるばかりでなく、隧道亦沼に注入する高水量を疏通するに足らず爲に出水毎に沿岸地方の被害を免かれぬ。

江合、鳴瀬兩川の河狀叙上の如く、宮城縣に於ては夙に之が改修を希望して居つたが、大正六年度に至り漸く工費半額の國庫補助を得て改修工事に着手するに至り、而も該工事は一大重要事業に屬する理由を以て大正十年度以降は國に於て直接施行することとなり。大正十二年度からは第二治水計畫の一部として國の直轄事業となし之を遂行することとなつた。

千曲川

千曲川は長野縣下に於ける信濃川の別名であつて、古來沿岸の水災甚しく其の損失實に怖るべきものがある。従て其の改修は下流信濃川の改修工事と相俟つて最も重要事項に屬するのである之を以て屢々本川改修の計畫を立てたが、遂に實施の運びに至らずして止み、爾後毎歲頻發する水害に鑑み愈々其の必要を認め、大正六年十月遂に改修計畫を完了し國庫の補助を得大正七年度から繼續事業として國に於て直接施行することとなり、更に大正十二年度からは國の直轄事業に改め現在施行中に屬して居る。

多摩川

七九

本川は敢て大河と稱するに足らないが、水勢甚だ急で洪水量亦比較的多く近年殊に大水至り往々にして、鐵道を破壊し橋梁を流失し遂に京濱間の交通を杜絶せしめるに至つた。又河口は流出土砂沈堆して淺瀬を爲し本藩に於てすら干潮時漸く二尺五寸の水深を保つに過ぎない、加ふるに兩岸の砂洲遠く海中に突出して十有餘町に及び干潮時に於ては著しい干潟を顯はす。

本川の河狀前述の如くなる爲關係府縣に於て夙に之が改修を希望して居たが、大正七年に至り國庫の補助を得て改修工事に着手し國に於て直接施行し來り大正十二年度からは國の直轄工事に改め施行することゝなつた。

太田川

本川は古來水害の難多く往々天龍川との間一帯に氾濫して耕田沃野を荒廢させ、或は鐵道に危害を與ふる等被害測る事が出来ない爲夙に之が調査に着手し、國庫の補助を得て大正八年度から改修工事を起し國に於て直接施行し來つたが、大正十二年からは國の直轄工事に改め施行することゝなつた。

阿賀川及阿武隈川

阿賀川は阿賀野川の上流であつて福島縣下の部分を稱するのである。其水源森林は近年漸く荒廢し爲に加藤谷川及水無川から流出する砂礫は大沼、若松附近の平地に堆積し支川宮川、湯川の氾濫と相俟て沿岸の被害甚大である。

又福島縣下阿武隈川沿岸に於ては安積平野に於ける流路、蜿々屈曲して大迂回其の數六に及び加ふるに殆ど無堤の状態なる爲洪水は兩岸に氾濫する有様である、信達平野に於ける各支川は急激な増水に會するや兩岸堤防の連續を缺き爲に亦氾濫を免れる事が出来ない。特に支川荒川は洪水毎に巨岩砂礫の流出夥しく十年前高さ十尺餘であつた堤防は今や全く河床中に埋没して居る實況である。

河狀叙上の如き状態なので福島縣に於ては夙に兩川の改修を企圖し、大正八年度から國庫補助を得て改修工事を起し國に於て直接施行することとなり、尋て大正十二年度から國の直轄工事に改め現在施行中に屬するものである。

圖 山 川

八二

本川亦洪水氾濫の害甚しい爲兵庫縣の申請を容れ、大正九年度から國庫補助を與へて高水防禦工事を國に於て直接施行し、更に大正十二年度からは國の直轄工事として施行するに至つた。

紀 の 川

本川は上流を吉野川と稱し奈良縣吉野郡の山地に發源し、同縣下を経て和歌山縣に入り、和歌山附近の沃野を貫流して海に注ぐものである。河口に近く和歌山市があり、下流の平坦部は比年洪水氾濫して被害甚大な爲之を防止する目的を以て、第二期治水計畫の一部として大正十二年度から改修工事を施行することゝなつた。

千 代 川

本川は鳥取市附近の平野を北流して日本海に注ぐもので、山陰有數の大河である。沿川に鳥取市があり、連年激甚な洪水を受け其被害莫大の額に達する爲之を救済する目的を以て、大正十二

年度から改修工事に着手するに至つた。

芦 田 川

本川は廣島縣下に於ける二大沃野の一である。備後の平野を貫流し、沿川には福山市其他の都邑がある。然るに比年洪水氾濫して慘害を逞しふする爲之を防止する目的を以て、大正十二年度から改修工事を施行することゝなつた。

綠 川

本川は熊本平野を貫流し兩岸には沃野遠く開け川尻町等の都邑がある。比年洪水の被害甚大な爲之を防過する爲め大正十四年度から改修工事を施行することゝなつた。

砂 防 工 事

淀 川 流 域

淀川は土砂流出の害特に著しく殊に滋賀、三重、奈良縣等の水源は頗る禿山に富み其の崩壊流

八三

出亦顯著である、之を以て明治八年三月支川木津川流域の山地に砂防工を施したのを端緒とし、同十一年以降漸次區域を擴張して各支川の水源に及び、明治四十年に至り工費年額三萬圓を以て十ヶ年繼續事業として續行するに至たが、爾來年限を延長すること兩度、大正十八年度に至る二十三年繼續事業と改めて目下施行中で其年額は三萬圓である。

野洲川流域

淀川支川野洲川流域には明治二十一年度以降同三十九年度國費を以て砂防工事を施行し、事業の都合に依り一旦中止したが、大正四年度に至り再び總工費六萬圓内二萬圓滋賀縣負擔を以て十ヶ年繼續事業として工事を續行した。

桂川流域

澱川支川桂川流域に屬する京都府下南桑田郡に於ては、明治十一年度から同船井郡に於ては、明治十二年度以降同二十六年に至る間何れも國費を以て砂防工事を施行したが、事業の都合に依り同年度限り一旦工事を中止したので、京都府は國庫の補助を得て南桑田郡に屬する區域の繼

續施行を開始し、船井郡に屬する工事は大正五年度以降同十四年度に至る十ヶ年繼續事業とし總工費六萬圓内京都府負擔額二萬圓を以て國の直轄事業とし之を再始するに至つた。

富士川流域

本工事は明治四十四年度の創業であつて、毎年工費七萬五千圓大正八年度は五萬一千圓、十三年度は五萬九千百圓を以て繼續施行中で工費三分の一を山梨縣に分擔させて居る。

創業から大正五年度迄は支川日川筋右岸東山梨郡勝沼町、等々力、初鹿野、左岸東八代郡祝村、相興、日影地先に施行し、流路及び河身の矯正竝河底の低下に留意した結果、水流は一定して法線内に維持せられ河底は漸次低下するに至つたので、同年度以後は僅に既設堰堤の修補工事を施行するに止めたが大正九年度に至り、既設工事の効果を維持する必要上其上流に於て更に堰堤工事を起した。又大正五年度からは御勅使川筋中巨摩郡蘆安村附近に於て堰堤床固等の工事に着手し尙繼續中である。

吉野川流域

吉野川流域で最も土砂の流出甚しいのは阿讃山脈中三好郡箸藏村下流で、其の殊に著しいのは

支川曾江谷川及び日開谷川の二川である。故に曩に着手した吉野川改良工事をして其の効果を完うせしめ様とするには少くとも該兩河川の砂防工事を忘れる事が出来ない。大正四年度以降五ヶ年の繼續事業として曾江谷川に於ては美碼郡江原村地先、日開谷川に在つては阿波郡大溪村市場町、久勝村、伊澤村地先に於て砂防工事を實施した其總工費十五萬圓（内五萬圓徳島縣負擔）である。

鬼怒川流域

鬼怒川水害の主因は支川稻荷川及大谷川の荒廢に負ふ所尠くないので、大正七年度から砂防工事に着手し現に栃木縣上都賀郡日光町地先に於ける堰堤工事の施行中である。其工費七年度は六萬圓八年度は五萬四千圓九年度十年度は、各三萬圓十一年度は四萬八千圓十二年度は六萬圓十三年度は四萬八千六百圓で其三分の一は栃木縣に於て之を分擔して居る。

千曲川流域

千曲川及犀川流域中水源の荒廢して居る箇處に對して、總工費三十二萬四千圓（内十萬八千圓

長野縣負擔）を以て大正七年度以降五ヶ年繼續事業として砂防工事を施行したが、更に大正十二年以降に於ても引續き工事を施行することとなり、十二年度は四萬五千圓十三年度は四萬八千六百圓を以て施行中である。而て其三分の一は長野縣で之を分擔して居る。

東筑摩郡入山邊村、本郷村地先

北安曇郡平村、常磐村、松川村地先

上高井郡高井村、山田村地先

下高井郡平穩村

上水内郡淺川村地先

更級郡共和村地先

神通川流域

本流域は水源の荒廢甚しく、殊に船津町の對岸六郎谷の崩壞地から時々高原川に土砂を流出し更に上流白谷並宮川流域の頽廢亦著しく、近年流身の變更岩瀨港の埋堆等は之に負ふ所が尠くないので、大正八年度以降先以て岐阜縣吉城郡坂下村及坂上村地内宮川筋から國の直轄事業として

工事を施行するに至つた。其工費大正八年度一萬九千九百三十八圓九年度五萬四千圓十年度二萬四千圓十一年度十二年度各二萬六千圓十三年度二萬二千五百圓で之が負擔割合は國に於て三分の二を負擔し、岐阜縣に於て三分の一を分擔し、更に富山縣は岐阜縣分擔額の半額を分擔するものである。

附 錄

本邦洪水年代誌

第三十四代 舒明天皇

○八年丙辰、霖雨して大水あり、而して後大に旱して天下飢う(舒明紀)

第三十八代 天智天皇

○五年丙寅、大水あり仍て私調を復す(租調を免ずるを云ふ)(天智紀)

第四十五代 聖武天皇

○三年丙寅、尾張國の民惣て二千二百四十二戸稼傷て飢饉し、又遠江國五郡は水に害せられたり、三年を限りて賑恤を加ふ(聖武紀)

第四十七代 淳仁天皇

○天平寶字三年庚子、遠江荒玉河の堤決すること三百餘丈なり、因て單功(延人員)三十萬三千七百餘人を役し糧を宛て修築せしむ(淳仁紀)

○天平寶字六年壬寅、河内國狹山の池の堤決せり。單功八萬三千人を以て修造す(淳仁紀)

○同年、河内國長瀬の隄決せり。單功二萬二千二百餘人を發して修造せしむ(淳仁紀)

第四十八代 稱徳天皇

○神護景雲二年戊申、下總國言す。天平寶宇二年、本道の間民苦使藤原淨辨等具に毛野川を掘り防ぐべきの狀を書し、官に申して應許さるゝこと已に訖て其の後已に七年を経て常陸國の移を得るに曰く、今官符を被ふりて方に川を掘らんと欲す。其の水道を尋ぬるに常に神社を決すべし。加以ならず百姓の宅の損する所少からず。是を以て狀を具にして官に申ししかば官因て命じて堀ることを止めたりき。然るに頻年洪水ありて損決すること日々に益す。若し早く堀り防がずば恐らくは渠川崩埋して一郡の口分二千餘田長く荒廢とならんと、是に於て兩國に仰せて堀て下總國結城郡小鹽郷小島村より常陸國新治郡川曲郷受津村に達す。一千餘丈なり。但し兩國の郡界は尙舊川を以て定と爲す、水に隨て改むることを得ざれ(稱徳紀)

○同年尾張國言す。此の國と美濃國との界に鵜沼川あり、今年大水にて其の流道を改めて毎日栗中島海部三郡の百姓の田宅を侵損せり、又國府并に國分に寺俱に流に居れり若し年月を経ば必ず漂損を致さん。望み請ふ解工使を遣はして開堀て其の舊道に復せしめんと之を許す(稱徳紀)

(註) 鵜沼川は木曾川の下流にして美濃國各武郡鵜沼驛地方にて稱する名なり。○海部郡は今海東海西の二郡の地なり。(註) 解工使とは工事を命令する使を云ふ。

○寶龜元年庚戌、河内國の志紀、澁川、茨田等の隄を修す。單功三萬餘人なり。(稱徳紀)

第四十九代 光仁天皇

○寶龜十年己未、因幡國言す。去る六月二十九日暴雨ありて山崩れ水溢れ岸谷地を失して人畜漂流し田宅損害して飢饉せる百姓三千餘人ありと。使を遣はして之を賑恤せしむ(光仁紀)

○同年駿河國言す。去る七月十四日大に雨ふるを以て汎溢れて二郡の堤防を決し百姓の廬舎を壞つ。又江田流亡する者其の數居多なり。單功六萬三千二百餘人を役して糧を給ひて、之を修築す(光仁紀)

第五十代 桓武天皇

○延暦三年甲子、河内國茨田郡の堤決すること十五處なり。單功六萬四千餘人に糧を給ふて、之を築かしむ(桓武紀)。

○四年乙丑、河内國言す。洪水汎溢し、百姓漂蕩し、或は船に乗り或は堤上に寓し、糧食絶乏艱苦良に深しと。是に於て使を遣はして監巡し、兼て賑給を加ふ(桓武紀)。

○同年河内國堤防三十處を破壊す。單功三十萬七千餘人糧を給ふて之を修築せしむ(桓武紀)。

○七年戊辰、攝津大夫和氣清麿言す。河内、攝津、兩國の堺に川を掘り、堤を築き、荒陵アラカハの南より河内川に導きて西の方海に通ぜん。然らば則ち沃壤益々廣くして以て墾闢すべしと、是に於て便ち清麿を遣はして其の事を勾當せしめ、單功二十三萬餘人に糧を給ふて事に従はしむ(桓武紀)。

○十一年壬申、大に雨ふりて洪水す。赤目崎に幸し洪水を覽たまふ。使を遣はして百姓を賑贍す。水害に遇ふを以てなり(日本紀略)。

○十九年庚辰、山城、大和、河内、攝津、近江、丹波等の諸國の民一萬人を發して以て葛野川の堤を修す(日本紀略)。

第五十一代 平城天皇

○大同元年、河内、攝津兩國の堤を定む(日本紀略)。

○同年、大宰府言す。管内の諸國、水、旱、疾、疫、毎年に相仍り、百姓凋亡し田園荒廢せり、伏して望む。特に田租を免じて以て窮弊を濟はん。但し國の損害に隨て年の遠近を定めんと。勅す、筑前、肥前は二年を免すべし。筑後、肥後、豊前、豊後、日向、大隅、薩摩、壹岐等は

並に一年を免すべし(類聚國史)。

第五十二代 嵯峨天皇

○弘仁九年戊戌、公卿等を奏して曰はく、頃年、水、旱、相續き百姓の農業損害少からず。伏して望む。臣下の封祿を以て暫く國用を助け、年歲農稔に及ばば即ち舊例に復せんと。これを許す(日本紀略)。

第五十三代 淳和天皇

○天長四年丁未、藤原高房を美濃介に任ず、美濃國安八郡に陂渠あり、隄防決壊して水を蓄ることを得ず。高房、隄防を修んと欲す、土人傳へて曰はく、陂渠に神あり、水を過るトスルを欲せず、これに逆ふ者は死すと、故に、前代の國司廢して修めずと、高房曰はく、苟くも民に利あらば死すとも恨みずと。遂に民を馳て隄を築しかば灌漑の便を得たり。民大にこれを稱す(文德實錄)。

○九年、攝津國の洪水に逢へる百姓を賑給す(日本紀略)。

第五十四代 仁明天皇

○承知三年丙辰、詔して尾張國の課口三分の一を特に優復に従はしむ、河流漲溢して民多く水害

を被ふる故に此の恩を降せるなり(仁明紀)。

第五十五代 文德天皇

○齊衡元年甲戌、詔す、尾張國の課口三分の一は特に優復に従ふ、河流漲溢し、民多く水に病む、故に此の恩を降す(文德實錄)。

第五十六代 清和天皇

○貞觀二年辰五月より霖雨し六月に至て大水あり(清和紀)。

○七年、尾張國言す。昔し廣野河流れて美濃國に向ふ、斯の時に當て、百姓害なかりしに、頃年、河口壅塞して惣て此の國に落つ、雨水に遭ふごとに動もすれば巨害を被ふる。望み請ふ、河口を掘り開き舊流に趣かしめんと。大政官處分す、請に依れ(清和紀)。

○廣野河は木曾川の一名なり、美濃國加茂郡廣野村に至て廣野川と云ふ。鵜沼村に至て鵜沼川と云ふ。

○同年是より先き尾張國言す、太政官の處分を奉るに廣野河の口を掘り開きて舊流に趣かしめよと、而るに美濃國各務郡の大領、各務吉雄、厚見郡の大領、各務吉宗等、兵衆歩騎七百餘人を率ひて河口に襲ひ來り、郡司を毆傷し工夫を射殺す、河水血を流し野草膏に露ふ、成功將に

畢らんとして此の妨あり、是に至て、太政官符を美濃國司に下して備はく、河流の利、害、兩國相論し、彼此、相持し、歷代施すこと無しと。是に於て、重て、詔使を遣はし、兩國使と相共に勘定し、更に復た朝議して、其の得失を審にし、兩國に下知して掘り開かしめ、而して、功役既に發り事を作すこと稍々成るに暨て、人を傷け血を流す、郡司無狀なりと雖へども抑また國司の失なり。早く掘り開かしむべし。又擅に兵衆を興すこと法禁これ重し、而して、數七百に過ぎ害殺傷に及ぶ、亂首吉雄を禁固すべし、兩國司相共に死傷の人數を録し實に依て言上せよ(清和紀)。

○九年肥後國大に風雨し瓦を飛し樹を抜く、官舎、民居、顛倒する者多し、人畜壓死すること勝て計ふべからず、潮水漲溢して六郡を漂没す、水退て後搜撫するに官物十五六を失へり。海より山に至り其の間の田園數百里陷て海と爲れり(清和紀)。

○同年、少納言和氣舜範を以て河内國の水害の堤を検する使と爲し判官一人主典二人を任ず(清和紀)

第五十七代 陽成天皇

○元慶三年七月、太政官符す、神寺王臣諸家の庄竝に閑地を請はゞ、請ふ人をして堤防を修理せ

しむべき事右は河内國の解を得るに、備はく、謹て太政官去る天長三年五月三日の符に春宮大夫良峯安世が奏狀に備はく、往年の間、堤防侵決し、邑居漂没し、良田久しく荒れ、農夫業を失ふ方今堤防漸く修まり、水門一に定まり、地脉新たに分れ、百姓競ひ黠す、若し是の意に任せて其の耕作を聽るさば、富強は利を専らにし貧弱は得ること少からん。望み請ふ、得地の數に隨て多少の法を定め、各をして堤防を修理せしめん。

假令ば、一町の地を給し一丈の堤を修理するに公勞を加へずして堤防を事とせずば、隨て則ち公に還さしめんと云へり。中納言藤原夏野宣す、勅を奉ずるに、奏に依れと云へり。國司須らくは符旨を遵行すべし。而るに、件の符徒らに出て格條に載せず、茲に因て、國宰忽にして勤めず、頑民弃て、顧みず、堤防の害斯に由らざるは無し。

望み請ふ、新たに符を下され、便ち、神寺王臣諸家の庄竝に閑地を請ふ類當家人民等彼の分法に隨て毎年に修理を加へしめん。

若し拒捍する輩あらば、天長元年五月の符に依て溝池を修めざるの農人に准し、杖八十に決し、修理を勤めしめん。又位蔭を憑て此の制に違ふ徒は同じく失符に依て其の田を還收せん。但し禰宜祝等に至ては見任を解却せん、謹て官裁を請ふと云へり。

右大臣宣す。請に依れ(類聚三代格政治要略)。

第五十九代 宇多天皇

○仁和四年戊申詔す。去年七月地震災を成す、八月も亦大風洪水の珍有り、前後重害に遭ふ者三十有餘國、或は海水泛滥し、人民は魚鼈の國に歸し、邑野は陷没し、麻宇は蛟龍の家に變ぜり、重て今月信濃國、山頽れ波溢れて六郡唐突し、城廬は地を拂ひて流れ漂ひ、戸口は波に隨て沒せ溺れぬ、百姓何の辜ありて頻に此の禍に罹れる、徒に首を疚しむるの歎きを發して手を援る恩を降すべし、故に、使者を分遣して就て慰撫を存す、宜しく、詳に實覈を加へ、勤めて優恤を施し、其の災を被ふる尤も甚しき者は今年の租、調、を輸すこと勿れ、所在の倉を開き賑貸し、其の生業を給かしめよ、若し屍骸未だ斂めざる者あらば埋葬をなし、朕が心に協へよ(享祿本類聚三代格、政治要略)

第六十代 醍醐天皇

○延喜六年十一月、太政官符す、五畿、七道の諸國司早速に池溝、堰堤を修理すべき事古は農業を觀督するは王政の先にする所なり、載て格條にありて先後重疊す、凡そ、農務の要は尤も池溝にあり、決すべきは則ち之を溝し、灌溉すべきは則ち之を灌溉せば、水旱に遭ふと雖へども、

損傷を成さず。聞く、牧宰等が年來の無事に習ひ、時運の非常を忘れ、河堤は奔を修めず池堰は壞れども埋むることなし、適々宜しきに乖くこと有らば、先づ其の害を受けん。右大臣宣す、勅を奉るに、諸國に下知して早く修理せしめよ、仍て、須くは長官其の事を專當し、部内の溝池を巡檢し、農月の以前に數に依てこれを修し、即ち、其の由しを言上せよ。若し、破損の數多くして速證に堪へざるものは、且つ其の至要を修して相次て造り了りて同じく言上せよ、使を遣はして實檢する日、若し緩怠を致すもの有らば、長官に科するに違勅の罪を以てせんと云へり。諸國承知して宣に依てこれを行へ、符到らば奉行せよ(政治要略)。

○九年五月、諸卿鴨河堤の破損を實檢す(扶桑略記裡書)。

○十五年八月、風雨猛烈にして樹木を摧き折り屋舎を破損す、淀河の水海岸の如く溢れ、人は屋と共に流れ、死し、獸は溺れ斃る(日本紀略扶桑略記)。

○延長七年七月、大風雨終夜殊に烈し、京中の損壞すること勝計すべからず、鴨河葛川邊の人物流亡す鴨河堤潰斷し、末流東京に入り、舍屋の類溺損尤も多し、山崎橋六間斷壞す、昔大同仁壽の頃此の災ありと雖へども、此に及ばすと云へり(扶桑略記裡書)。

○同年同月、大風雨通霽す、川の流れ水溢れ、天下多く風水の損を被ふる、民烟人畜穀稼の損害

甚だ多し(扶桑略記)。

○同年八月、大風より後ち連陰滯雨す、月晦に至て晴日なし(扶桑略記)。

○同年同月、去る七月流損する山城の百姓等に正稅稻萬束を以て賑給すべき由を宣下す(扶桑略記裡書)。

○同年同月、詔す、水害に依て損害を被ふる者を量て賑給を加へ、其の尤も甚だしき者には今年の調、庸を輸す勿らしむ(日本記略)。

第六十二代 村上 天皇

○天曆元年丁未、六月霖雨あり防鴨河使を任す(日本記略)。

第六十四代 圓融 天皇

○天元三年庚辰七月、大風暴雨あり、洪水溢れて京師の市街は大河に等し(日本記略)。

第六十六代 一條 天皇

○永祿元年八月、大風あり、宮城門舎多く顛倒し、又洪水高潮あり、畿内の海濱河邊の民烟、人畜、田畝これが爲に皆没し、死亡損害す、天下の大災古今比なし、右大臣内大臣以下諸卿、仗坐(公卿の大事を議定する所)に參り、顛倒の門廊等を修造する諸國を定む、料物に至て正稅

稻を用ゐよ、若し正税あらずは不動穀を用ゐよ、且つ申聞してこれを用ゐ且つ宛て行へ、不動、正税、共に以て用ひ盡さば其の申請に隨て特に以て裁下すべしと(日本記略百練抄)。

第六十八代 後一條天皇

○長元元年戊辰九月、大風大雨洪水す、諸國多く此の災に遭ふ(日本紀略・小右記)。

第七十五代 崇徳天皇

○長承二年癸丑八月、秋雨晴かたく稼穡多く損す(百練抄)。

○三年甲寅五月、霖雨洪水あり、京中の路頭往返通ぜず、七道、五畿、此の患へ有り(百練抄)。

○永治元年辛酉八月、陰雨霽れず、洪水比類無し、時人云ふ、永治に二水の徴ありと(百練抄)。

第七十六代 近衛天皇

○仁平元年辛未七月、洪水あり近年比類なし(百練抄)。

第八十代 高倉天皇

○承安二年壬辰五月、霖雨洪水あり、河邊の人家多く流損す(百練抄)。

第八十一代 安徳天皇

○壽永二年、是の歳春夏大に旱し、秋冬風雨洪水し諸國飢う(源平盛衰記)。

第八十二代 後羽鳥天皇

○建久元年八月、暴雨人屋を穿ち洪水河岸を頽す(東鑑)。

第八十三代 土御門天皇

○建仁元年、大風洪水ありて禾穀を損傷す、北條泰時私に中野能成に謂て曰はく、蹴鞠風流の戯れは將軍之を好むは宣べなり、然而時に用捨すべし、方今災變荐りに臻り、民に菜色有り、宜しく司天博士を引て咎徴の由る所を問ひ、恐懼戒慎して以て天意に答ふべし、而るに今之を恤まず、日に戯場に在りて狎客と周旋す、甚だ宜しき所に非ず、建久中故將軍百日を限りて海濱に遊ばんと欲せしかど司天變を告るに因て遽に止む、將軍既に重任を荷ひ、舉動慎まざる可けんや、足下方さに親信せらる、盍ぞ間を承け諫めて止めざると、能成之を曰す。頼家報せず、會々伊豆の北條大に饑う、泰時往て之を祝んとして將さに發せんとす、僧觀清來りて告て曰はく將軍先日語を聞き、父祖を躓えて言ひ易すきを愠る、今我公の爲めに計る、病と稱して暫く北條に避けよ、即ち旬日を過ぎずして解くることを得んと、泰時曰はく、敢て諫を納るゝに非ず、愚衷を近習に述るのみ、如し吾を罪せんと欲せば、何ぞ避不避を論ぜん、吾明日事有て北條に赴く、子の言に因て而して然るに非ずと、乃ち行李を出して之を示す、頼家も亦之を罪

せず(關東評定傳、將軍執權次第)

第八十四代 順德天皇

○建曆三年壬申五月、淡水ありて河邊の人家水底となる(東鑑)。

○承久二年庚辰七月、風雨あり、尤もし、鎌倉中の人家或は風の爲めに顛倒し、或は水の爲めに流失す、依て河溝の邊に卜居するの輩ら多く死甚亡する事近來比類なし(東鑑)

第八十六代 後堀河天皇

○安貞二年戊子七月、洛中洪水あり(和漢合運)。

○寛喜二年庚寅八月、甚雨して洪水あり、河邊の民居流失し、人多く溺死す、古老未だ此の例を見ず、草木の葉の枯ること偏に冬氣の如し、稼穀損亡す(東鑑武家年代記)

第八十八代 後嵯峨天皇

○仁治三年壬寅六月、大雨洪水あり(歷代皇紀)

第八十九代 後深草天皇

○寛元二年戊申九月、大風雨洪水あり(百練抄)。

○同三年辛亥四月、甚雨し洪水あり、村里の家耕す所の苗悉く流失す(東鑑)。

○康元元年丙辰六月、雨降る、凡そ今年大雨洪水殆んど例年に越ゆ。

○同年八月、甚雨大風あり、河溝洪水し、山岳大に頽毀して、男女多く横死し、田園作毛等悉く損亡す(東鑑)。

第九十代 龜山天皇

○文應元年庚申六月、疾風暴雨洪水あり、河邊の小屋は大抵流失し山崩れ人多く磐石の爲めに壓れ死す(東鑑)。

第九十八代 後龜山天皇

○建徳元年庚戌八月、駿河以東の諸國大に風ふき禾稼を損し、相摸國洪水し、飯島の人家三百餘宇を漂没す(後愚昧記)。

○元中元年甲子、是歲霖雨洪水あり(後太平記)。

第九十九代 後小松天皇

○明德四年癸酉八月、大に風吹き又洪水あり(康富記皇代略記)。

○同八年辛巳七月、洪水あり(記傳)。

○同十二年乙酉六月、洪水あり(和漢合運)。

○同十三年丙戌閏六月、大に旱す、又大風洪水あり(分類記傳、記傳、和漢合運)。

第百代 稱光天皇

○應永二十六年己亥、陸奥の國洪水し關東飢う(長牒日記判鑑)。

○同三十四年丁未九月、洪水あり(和漢合運)。

第百一代 後花園天皇

○寛正元年六月、大に雨ふる、近江の湖水大に溢れ、平陸を浸爛し、田疇敢て下種する者無し、其の民皆去て他國に餽口し、五畿七道の河堤決折し、橋梁全き者無し、民これを憂ふ(碧山日録)。

○同年同月、雨大に降る、諸河暴漲し、洲渚に横亂する骸骨を悉く流せり、皆曰はく、天より下土の爲めに穢惡を洗ふなりと(碧山日録)。

第百二代 後土御門天皇

○寛正五年甲申八月、諸國大風洪水あり、人多く漂没す(如是院年代記)。

○應仁二年戊子四月、陸奥國大風雨洪水あり(長牒日記)。

○明應四年乙卯八月、伊勢洪水し、五十鈴、御裳瀧の二橋壞れ墮ちて民家を流亡するもの五十餘

戸なり(親長記、神鏡記談、拾芥記)。

○同五年丙辰八月、大雨洪水あり(拾芥記)。

第百三代 後柏原天皇

○永正十四年丁丑七月、暴雨洪水あり(和漢合運)。

第百四代 後奈良天皇

○天文四年乙未二月、大風雨あり、美濃國大水にして死する者二萬餘、民戸流亡すること數萬家なり(日本野史言繼記、嚴助記)。

○同九年庚子、夏大に雨ふり洪水す(殘太平記、記事年代記首書)。

○同十三年甲辰七月、五畿、七道洪水し陸地に舟を浮ぶ。三河國の民家漂蕩し、人畜多く没死す(武徳編年集成、和漢合運)。

○同十九年庚戌八月、大に洪水す(武徳編年集成)。

第百六代 後陽成天皇

○文祿四年乙未八月、大雨洪水あり(和漢合運)。

○慶長十年舊七月の出水は尾張美濃は勿論東海道大部分に涉つて被害を蒙れり。

○慶長十三年戊申八月、畿内七十年以來の洪水あり(武徳編年集成)。

○十四年己酉二月、尾張國の川除堤去年大水を以て破壊し、美濃國の給人は高百石に人夫二人の積に是を出し、民役は高百石、人夫一人の積に是を出し、築き立てべき由し令を下す。駿府の近臣は其の役夫を免ず(武徳編年集成)。

第一百七代 後水尾天皇

○慶長十九年甲寅六月、畿内大水あり。加茂川溢れ民舎を漂没す(十三朝紀聞)。

○同年六月、諸國暴雨し、殊に攝津、河内、美濃の三國洪水あり、田園多く荒地と成る(武徳編年集成)。

○元和二年丙辰、洪水ありて、三河國矢矧橋を流す(東照國御實記)。

是歲江戸神田川を鑿て堤を築く(泰平年記)。

○同六年庚申五月、大和川漲水の爲めに、其の近傍の地荒蕪する事、高二萬一千四百石に及ぶ。代官米吉孫左衛門解船七十艘を造て、平野川に通す。是に於て其の地漸く賑ひ、先に荒蕪せしもの始めて其の舊に復す(台徳院殿御實記)。

第一百八代 明正天皇

○寛永十一年甲戌九月、佐賀の藩主鍋島信濃守勝茂の家臣成富兵庫茂安卒す、歳七十五、茂安曾て力を治水に竭し、其の功績舉て算し難し、大阪の亂平ぐの後、藩主を勧め、領内の水損旱損を救ふの法を考へ、新地を拓き、水流を分派し、隄を築き、水を湛へ、灌漑の用に供す。巨勢郡の荒野高峯より尾崎迄一里半、萱茅生茂れり、茂安百姓を集め、望みに任せ二町歩、三町歩を割渡し、上佐嘉の一の江水筋に石の大堰を作り、灌漑に便し、洪水の時は高尾川へ落す。依て巨勢郡の野忽ち田畑と爲る。又築後川の水を治め、水除の荒籠を工夫せり。又杵島郡の荒野に長島川を引きて、千石餘り新田を起し、小城郡盧の水道を掘り、河上川洪水の憂ひを除きたり(成富家譜)。

○寛永三年庚寅九月、秋東西の諸道大水し、田苗を傷損す(十三朝紀聞太平年表)。

○同年水戸藩に於て、常陸國那珂郡岩崎村及び久慈郡辰野口村に堰を鑿ち、功成ると共に、久慈川の水を上げ、川の兩岸にあり。岩崎江堰、長五里二十五町二十七間、辰の口江堰長三里三十一町五十間、其の水積は藥谷村茂衛門及び其の子勘衛門二人に命ぜられ、望月五郎右衛門、長谷川五大夫之が奉行たり(水戸記年)。

○承應元年癸巳正月、多摩川上水を江戸に引く(泰平年表)。

○同年八月、諸國洪水あり(和漢合運)。

○同年忍の城主松平伊豆守信綱は、其の臣安松金右衛門と議して、領地野大留に多摩川を引かしむ。溝洫を掘る事十六里、爲めに灌漑の便を得て、田地開け、從來一百石の地忽ち二千石の地となれり(老談一言記)。

○同三年甲午七月、備前、備中の兩國旱す。既にして大水あり、此の時備前の百姓難澁せり。領主池田光政倉庫を發きて、之を救ふと雖へども、悉く及び難ければ、其の臣熊澤助右衛門と謀り、夫人の母天樹院松山尼より幕府に歎願して黄金四萬兩を借り受け、之を百姓に分與す。然るに尙窮人の二度三度救ひを乞ふあり、吏之を咎む。光政之を聞て、救助の事遅延せば民尙ほ迫るべし。幾度なりとも與ふべしと命ず(備藩典祿十三朝紀聞)。

第一百十代 後西院天皇

○明暦二年丙申、水戸藩に於て、其の封内常陸國那珂町小場村及び茨城郡赤澤村の二堰功成る。小場江堰長七里四十二間、赤澤江堰長四里二十餘丁共に藥谷茂衛門の水積にして、那珂郡の水を上ぐるなり(水戸記年)。

○萬治三年庚子五月、天下大水あり(十三朝紀聞、泰平年表)。

第一百十一代 靈元天皇

- 寛文九年己酉十二月、是歲西國及び出雲國洪水あり(泰平年表)。
- 同十一年辛亥八月、東海道に大水あり。六郷川橋九十餘間を流す(十三朝紀聞)。
- 延寶二年甲寅六月、畿内大水ありて人畜多く溺死す(十三朝紀聞、泰平年表)。
- 同四年丙辰七月、大風雨ありて東海道洪水せり(續王代一覽、泰平年表)。
- 同八年庚申六月、霖雨し、東海道水災あり。人多く溺死す(一王本續代一覽)。
- 天和三年癸亥正月、江戸大水あり(十三朝紀聞)。
- 貞享三年五月近江國大水あり(舊章錄)。

第一百十二代 東山天皇

- 元祿三年閏八月、京都及び近江の國暴雨洪水ありて山を崩す(泰平年表)。
- 同六年癸酉三月、播磨國大水あり、溺人多し(十三朝紀聞)。
- 寶永元年甲申四月、武藏、下總の兩國大水あり、人畜多く損す。夏より秋に至りて江戸及び近國洪水あり。利根川、八條川、中川、綾瀬川、荒川大水し下總葛飾郡猿股の封疆崩れ大地窪み落る事數丈、田畑破れ人多く死亡す(泰平年表、十三朝紀聞)。

○同二年乙酉六月、三河、遠江の兩國、大水あり(續王代一覽、泰平年表)。
○同三年丙戌六月、西海道大風吹き肥後國大水あり(十三朝紀聞)。

第百十三代 中御門天皇

○正徳二年壬辰八月、大雨風あり。山城、攝津大水し、淀、伏見、笠置、木津等の民舎を漂没し溺死するもの千餘人に及び、又尼ヶ崎兵庫等に水災あり(十三朝紀聞、一覽本續王代一覽)。
○同三年癸己八月、攝津國洪水あり(泰平年表)。
○同五年乙未、京都加茂川洪水あり(泰平年表)。
○享保元年丙申五月、山城國伏見木津淀に大水あり(泰平年表十三朝紀聞)。
○同六年辛丑閏七月、伊豫國名手川洪水あり。田畑三千七百餘町を損し人家八百八十餘戸を流す(本藩譜)。
○同年八月、京都及び三河、遠江、備前、伊豫、信濃、近江、武藏、下總等の諸國に大風雨洪水あり(享保通鑑泰平年表)。
○同七年壬寅六月、伊豫國松山領風雨あり。水損甚く堤切口五千三百六十七ヶ所農家三百餘を流す(御先祖由來記)。

○同年八月、伊勢、志摩、紀伊等の諸國水害を被りて死する者多し(鹽尻)。
○同十三年戊申七月、東國畿内大水あり(十三朝紀聞、泰平年表)。
○同年八月、東西諸國に洪水あり(弘賢覺書、泰平年表)。
○同二十年秋、江戸大風吹き畿内の諸國大風雨洪水あり。

第百十四代 櫻町天皇

○元文五年庚申六月、京都及び畿内の諸國洪水あり、秋に至り京師大風雨洪水あり、大和國又水あり(弘賢覺書、泰平年表)。
○寛保二年壬戌八月、畿内大風雨あり。東海、東山、北陸の諸道大水あり。田園廬舎を漂没し人多く死す。京都大水し三條橋を破り江戸本所深川の傍村及び市舎漂壞して民多く溺死す。信濃國善光寺町の邊水深さ二丈餘上野、下野、武藏、常陸の諸國稼禾を損すること八十萬石、北陸道も亦多く損毛す(十三朝紀聞、弘賢覺書、續王代一覽)。
○延享元年甲子秋、に至り京師大雨洪水あり(弘賢覺書追加、一本續王代一覽)。

第百十五代 桃園天皇

○寶曆六年、畿内大水あり。宇治橋、淀大橋、堺の大和橋を流し、平等院前の十三層大石塔を壞

る。大阪北邊及び和歌山の地皆水害を蒙むる(十三朝紀聞、泰平年表)。

○同七年丁丑四月、東海北陸二道大水あり。東海道路を壊る。尾張國の人民溺死するもの多し(十三朝紀聞、一本續王代一覽、泰平年表)。

第百十六代 後櫻町天皇

○明和二年乙酉八月、美濃國大水あり、人多く溺死す(十三朝紀聞、泰平年表)。

第百十七代 後桃園天皇

○明和八年辛卯三月、大雨洪水あり、京都加茂川の水溢れ近江國電ふる(一本續王代一覽紀事、泰平年表)。

○同年七月、畿内及び伊賀、伊勢の兩國洪水あり(前同上)。

○安永四年七月、肥前、肥後、筑後の諸國、大風雨洪水ありて人多く死す(前同上)。

○同年八月、遠江以東武藏以西の諸國大風吹き樹を抜き屋を倒す。備前國大水し民家を漂はし溺死する者多し。是時京都四條京極の大槻樹折れたり。世に言ふ是の木は六百餘年を経たるものなりと。(十三朝紀聞、泰平年表)。

第百十八代 光格天皇

○安永九年庚子六月、寒威冬の如し陸奥國大水あり(十三朝紀聞)。

○天明五年六月、東海大雨洪水あり(一本續王代一覽、泰平年表)。

○同六年丙午五月、江戸霖雨し、又河内國洪水あり(泰平年表)。

○同年七月、武藏、下總、上野、下野の諸國大に雨ふり晝夜注ぐが如し。丘陵の崩る、數所利根川暴漲する十數尺大堤を踏えて陸に入り又堤の決する數十所に及ぶ。關宿尤も甚しく城中に水入り死する者あり。既にして大水流れに隨ふて下り江戸市街に氾濫し、其の深きは六七尺郭壘を壊り新大橋、永代橋を流す。又江戸川に架する關口、奈加、石切の三橋を流し男女溺死する者算なし。幕府より船隻を出して之を救ひ食を窮民に與ふ。此の時將軍家治城樓に登り遙に水没の屋を望見して之を哀み、命じて數百金を捐て之を賑はしむ。田沼意次命を矯めて之れを貸し十月を限り還納せしむ。衆其の還期甚だ短きを以て忿恚して借るものなし(十三朝紀聞、三王外記)。同年秋洪水の爲に關東の穀登らず、郡代伊奈半左衛門忠尊に命じ金數萬兩を貸し窮民に賑給し且つ租税を減ず(文恭公實祿)。

○寛政二年庚戌九月、暴風大水あり(文恭公實祿)。

○享和二年壬戌二月、山城、近江、攝津、河内の諸國洪水あり(年契忠貞筆記)。

- 同年六月、東國洪水あり、江戸深川の市舎を漂没し又箱根山の浴場を流す。二十九日大水して淀河溢れ伊加賀、茨田、讚良、若江の諸郡湖を成す。是より牧方以西の河道涸れて運船河内に由て通ず。幕府より塞を伊加賀に築き十一月に至て河道舊に復す。大阪の諸商争て食物衣類を漕て河内の窮民を賑はす。京商も亦之を賑はす(十三朝紀聞、泰平年表、文泰公實公祿)。
- 文化五年戊辰四月、加賀、能登、越中の諸國大水あり禾を傷ふ(十三朝紀聞)。
- 同年七月、武藏、下總の兩國大水あり。伊豆、相模、安房、駿河、近江、紀伊の諸國大風吹き又東北の諸國大水あり(十三朝紀聞、泰平年表)。
- 文化十二年乙亥八月、畿内及び近江、伊勢、美濃、尾張の諸國洪水あり田畑多く損す(泰平年表)。
- 同十三年丙子八月、畿内の諸國大水あり(文恭公實祿)。
- 第百十九代 仁孝天皇
- 文政三年庚辰六月、肥前、肥後、筑前、筑後の諸國大水あり(十三朝紀聞、泰平年表)。
- 同年八月、畿内及び近江、美濃、丹波、丹後等の諸國大風雨ありて所々洪水す(泰平年表、文恭公實祿)。

- 同十一年戊子七月、東海道の諸國大水あり(文恭公實祿)。
- 同年天下大風し西海大水あり、肥前、筑前、筑後の諸國民産を倒漂すること五萬餘溺歴して死するもの一萬一千餘人なり(十三朝紀聞、泰平年表、文恭公實祿)。
- 同十二年己丑六月、山城、大和、伊勢、紀伊、美濃の諸國大水あり(文恭公實祿)。
- 天保七年丙申五月より日々空曇り艮位より冷風吹來り氣候二月頃の如くにて大雨洪水あり(常陸帶、回天詩史、皇朝史略)。
- 天保十三年壬寅五月、攝津國西成、島下、兩郡度々大雨洪水あり(續大平年表)。
- 同十四年癸卯四月、近江國大水あり(續大平年表)。
- 弘化元年甲辰四月、下總國古河邊大風雨洪水あり。同八月遠江國濱松大雨洪水あり(續大平年表)。
- 同二年六月、越前國丹生郡大雨洪水あり。同八月北海道大風雨洪水あり。同九月下野國宇都宮大風雨洪水あり(續大平年表)。
- 同七月、京都大風雨あり。加茂川大に溢れ三條橋、五條橋を流し、其の石架數十脚を倒す。聖護院宮雄仁法親王命じて、水に遭ふ民に食を與へ復た金を發して之を賑はす(十三朝紀聞)。

○同四年丁未五月、出羽國庄内大雨あり。雪解け川々洪水せり(續大平年表)。

第二百十代 孝明天皇

○嘉永元年戊申五月、霖雨ありて三河、遠江の兩國洪水し、又山城の國大に雨降りて所々洪水あり(續大平年表)。

○同年八月、大風雨ありて鴨川、桂川大に溢れ、五條橋石架四柱を倒す。野外街上水深さ三尺、是の月紀伊、尾張の兩國大水し、人多く溺る(今日抄)。

○同二年己酉六月、豊前、豊後、筑前、筑後の諸國風雨洪水あり(續大平年表)。

○同三年九月、京都大風雨ありて鴨川大に溢れ、五條橋二十間許り流れ、其の石架及び三條の石架を倒す(今日抄)。

○同四年辛亥六月、出雲國大雨洪水あり(續大平年表)。

○同年八月、三河國洪水あり(續大平年表)。

○同五年壬子七月、下總國關宿大雨洪水あり(續大平年表)。

○同年同月、山城、丹波、大和の諸國大雨風あり。鴨川、桂川、淀川、木津川等大に溢れ、其の隄皆決す。三條橋十八間五條橋三十六間を流す。五條の石架を倒し人民多く鴨川に溺死す。又

淀の大橋若干間を流す。紀伊國大水ありて三百戸許を漂壞す、是の夜聖護院より食を境内の水害に遭ふ者に與へ、遂に普く之を賑はす。士に金四銖、庶に錢五貫を與ふ。町奉行より水を被りたる窮民を賑はすに所々銀百錢を與ふ(今日抄)。

○同四年丁巳七月、西國大風雨洪水あり(嘉永明治年間録)。

○同六年己未七月、大風雨にて利根川堤及び荒川の熊谷堤決潰し、江戸水洪水あり。忍領の人畜多く損し、中仙道往來止む。八月に至りて又大風雨洪水あり。領主松平下總守其の普請自力に及び難きを以て幕府に請ふ之を聽す(嘉永明治年間録)。

昭和七年四月三十日印刷
昭和七年五月五日發行

日本治水史奥付

定價八拾錢

不許
複製

編纂者

土木研究資料編纂會

發行者

酒井眞一

印刷者

東京市京橋區本湊町一番地
中川虎雄

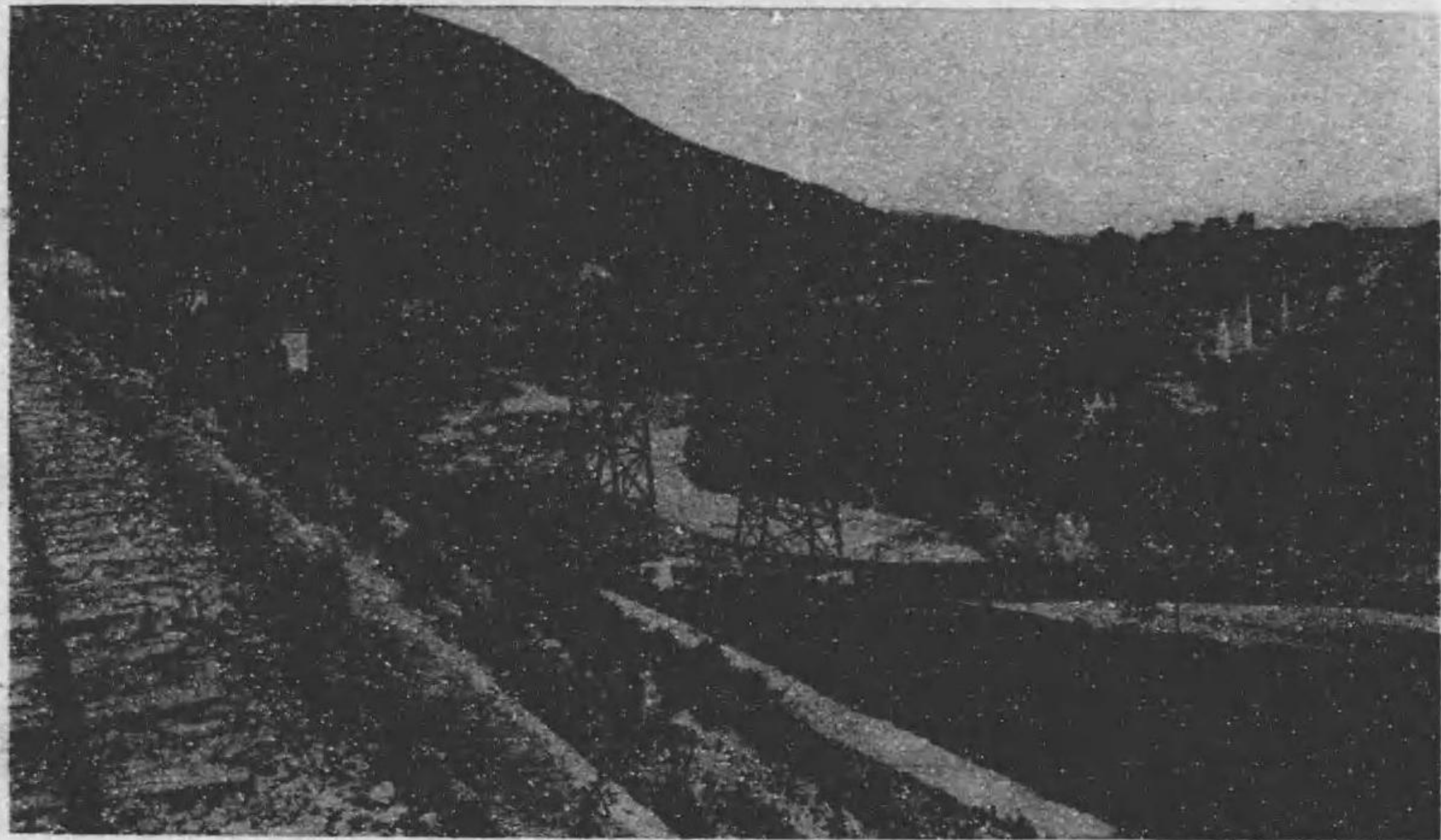
印刷所

東京市京橋區本湊町一番地
土木評論社印刷所

東京府西巢鴨町堀ノ内八六土木評論社内

發行所

土木研究資料編纂會



昭和六年八月二十七日開通ル神岡軌道神川橋梁
 (三井山株式會社ノ注文ヨリ弊社設計製作架設モル)

營業科目

鐵骨ノ製作及其建方
 橋桁ノ製作及其架設

本社及工場 東京市芝區月見町二丁目四番地

合資會社 東京鐵骨橋梁製作所

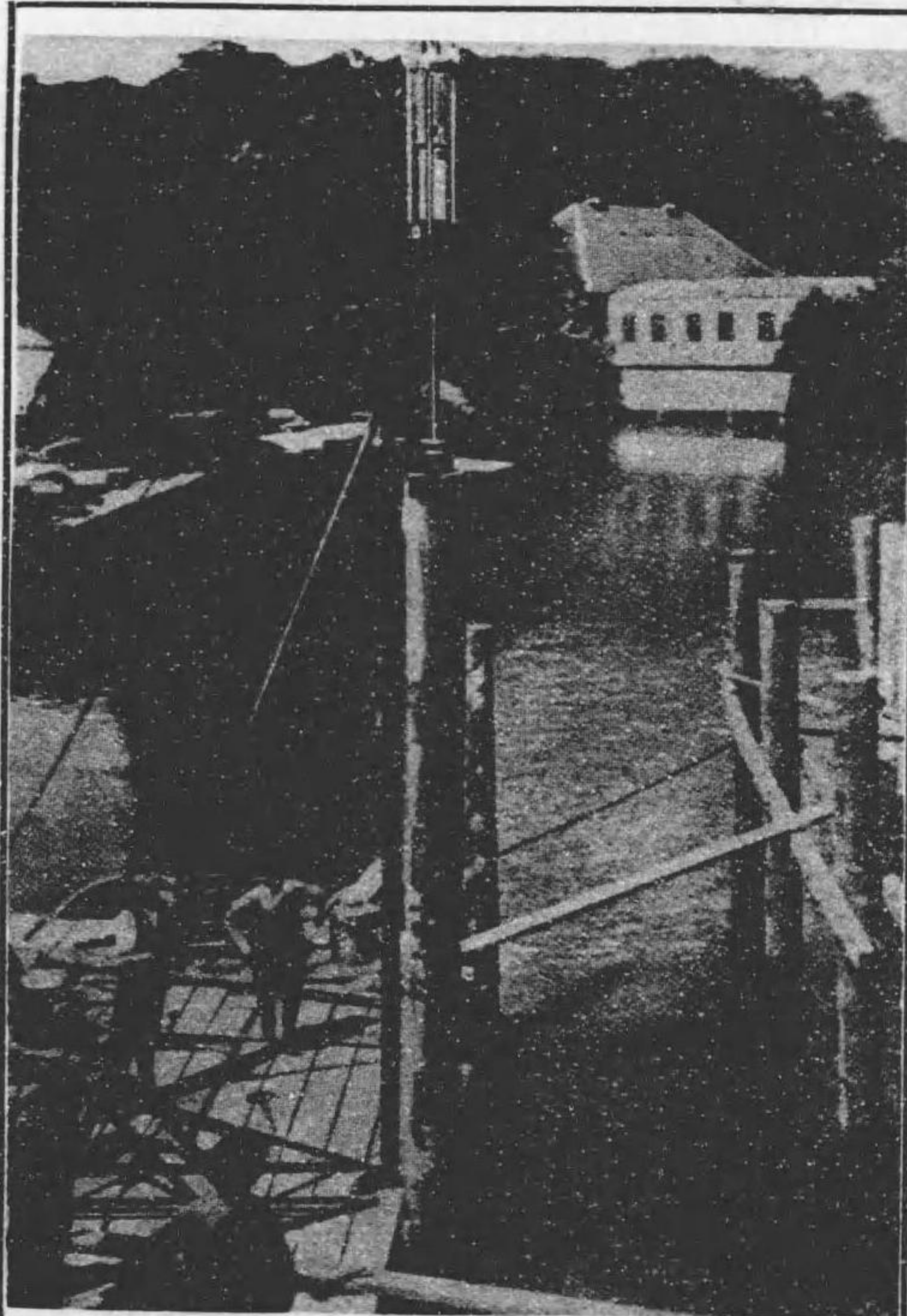
代表者 清水 一雄

常務理事 工學博士 竹 內 季 一

工場專長 工學士 谷 井 陽 之 助

電話高輪(44)一四五二・二一八八・五七八三





劃期的作業を爲す
自動杭打機と搗固機

ジョンソン・ラムマー

ジョンソンパイルドライバー

内熱機自體が跳ね上り機體の全重量が作用する最新機構なり、従てボイラー、空氣壓縮機等不用、經費低廉取扱平易

乞 御 照 會

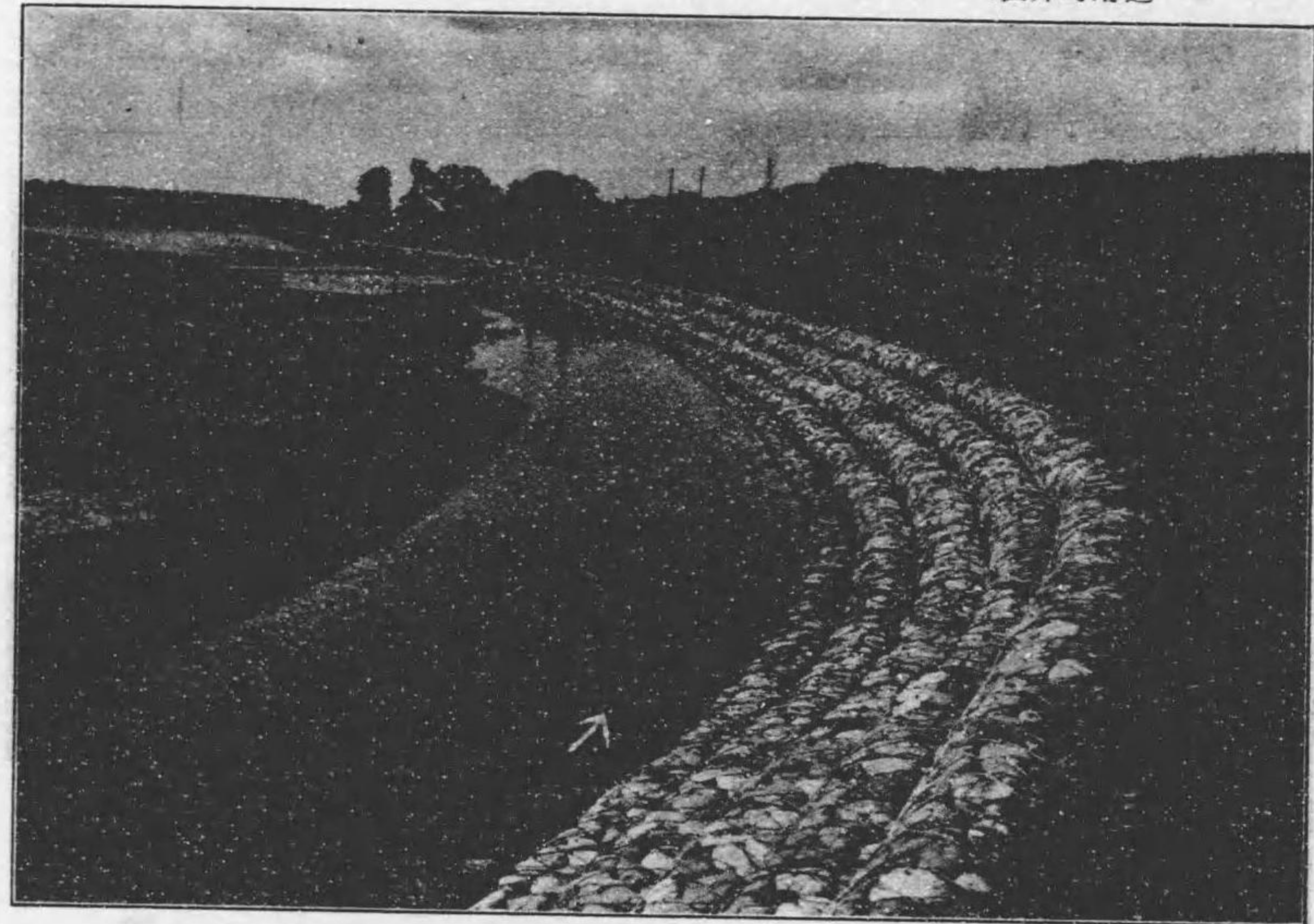
淺野物産株式會社
機 械 部

東京丸ノ内・海上ビル

大阪瓦町・山口ビル



内務省 太田川 改修工事 (静岡縣 袋井町附近)



(護岸ニ カワサキ ノ ジャカゴ)

特許 川崎式 金網ジャカゴ

組立 簡單ニシテ 工事ノ ハカドリ ガ ヨイ
値段ハ 手編ヨリ ヤスイ
ジャカゴ ノ外 フトン ダルマ 等 イロイロ アリ
カタログ ・ 代價表 無料贈呈

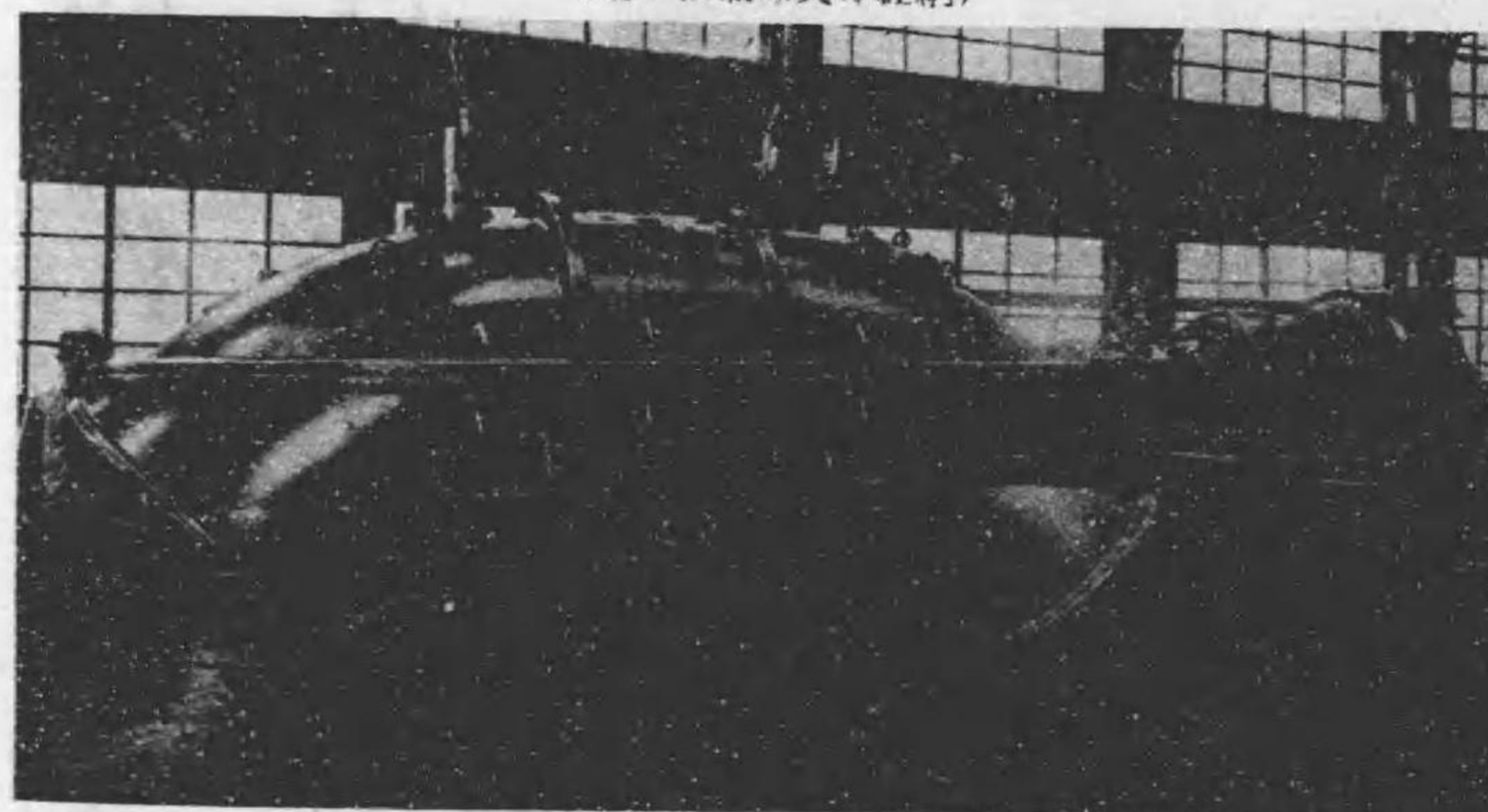
川崎鐵網工場	東京 (本店) 芝區 田町 2丁目 18 (三田局私書函第3號) 電高輪 2360. 2361(特) 登録 電報宛名 三田局 アミカツキ 振替口座 東京 25,765 番	京城 (出張所) 古 市 町 43 分工場 (京城局私書函第100號) 電本局 2557(長) 登録 電報宛名 京城南大門局 アミカツキ 振替口座 京城 18,917 番	機械製金網類製造元
	大阪 (出張所) 北區 道本町 39 分工場 (中央局區内) 電話北 8137. 2382(特長) 登録 電報宛名 大阪天満局 アミカツキ 振替口座 大阪 5,592 番	札幌 出張所 北4條 東1丁目 電話 1359 (札幌局區内) 登録 電報宛名 札幌局 アミカツキ	

大同電力株式會社



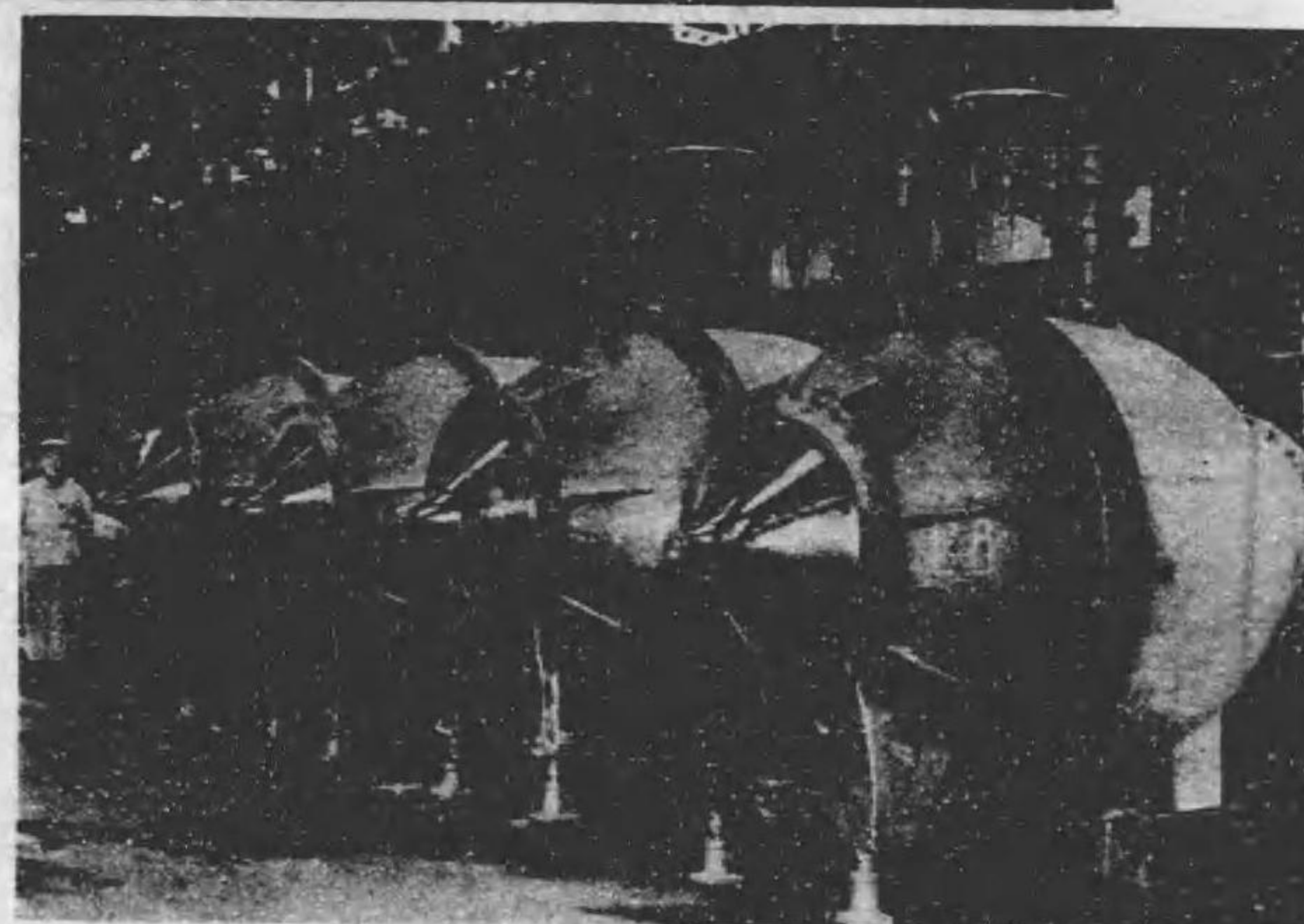
50吋プロペラーポンプ

全揚程……………7呎
 電動機……………135馬力
 (東信電氣株式會社納)



製作品目

水車
 ポンプ
 バルブ類
 水力機械一般
 ロードローラー
 其他機械類



36吋ニードルバルブ
 (東京市水道局山口貯水池納)

株式會社 電業社原動機製造所

東京市外代々幡町

電話四谷(35) { 1031 1033
 1032 1034 }



諸官省
御用

土木評論社印刷部

泰靜社印刷所

東京市京橋區本湊町一番地
電話京橋(56)六七八一番



火藥・爆藥・火工品

特約販賣

日本火藥 帝國火藥
火工廠 淺野カーリット
山城火藥 英獨輸入

内外製各種

ダイナマイト 硝安爆藥
カーリット 山城爆藥

内外製各種

電氣雷管 雷管
導火線 附屬一切

●納品ニ付テハ各樞要地ニ取引店
アリ大小ニ不拘御照會ヲ乞フ

東京本店

東京市日本橋區中洲町四番地
電話根籠(67) 長二八一〇番
三五七八番
五五四八番

日本商事株式會社

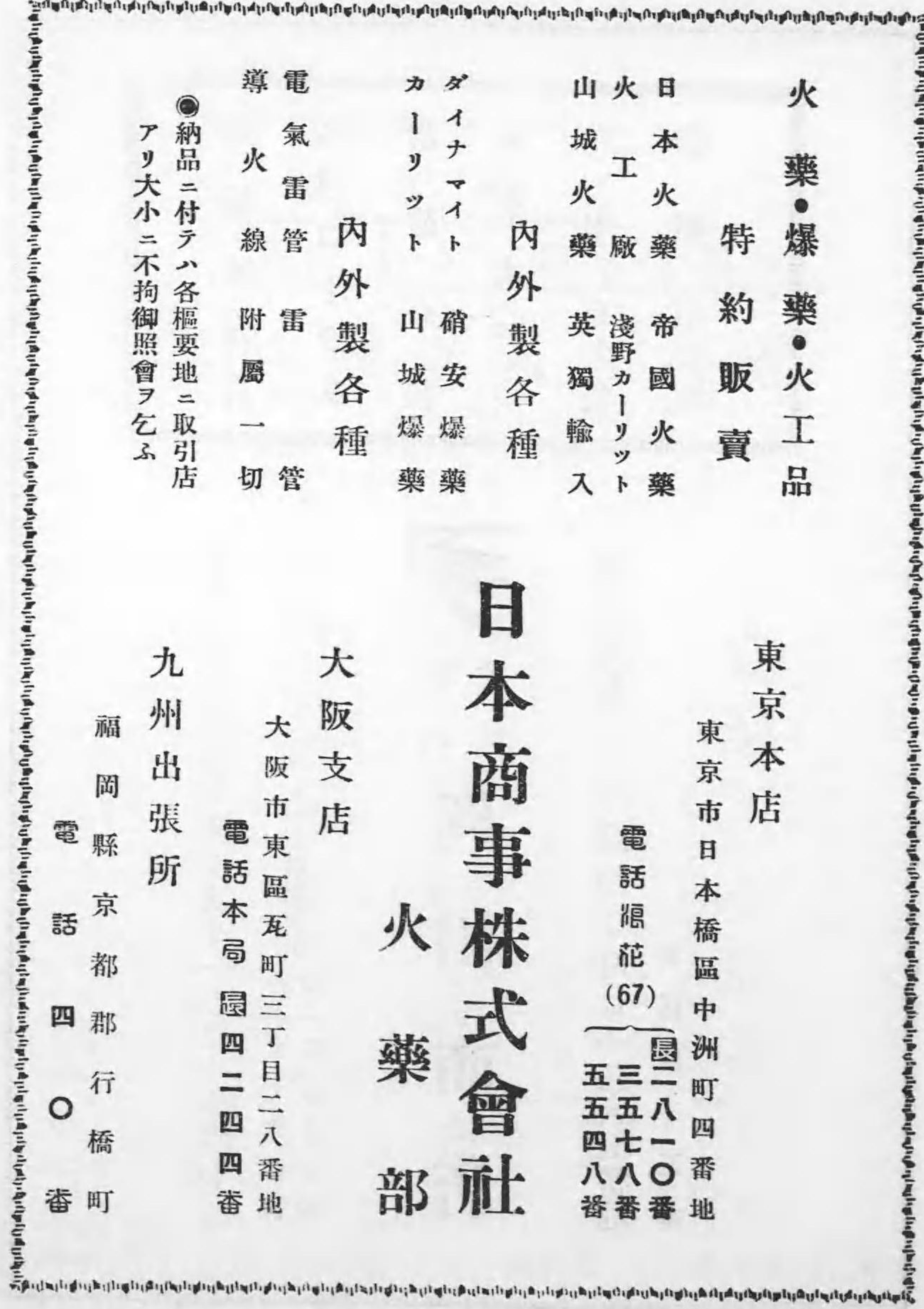
火藥部

大阪支店

大阪市東區瓦町三丁目二八番地
電話本局 園四二四四番

九州出張所

福岡縣京都郡行橋町
電話 四〇番



電氣爐製

浚渫・掘鑿機用

鑄鋼部分品

高マンガン鋼鍛造製品

株式會社

大同電氣製鋼所

本社 名古屋市南区熱田東町丸山
營業所 東京市麴町區丸ノ内海上ビル内
大阪府北區堂島堂ビル内
門司市西本町
仙臺市米ヶ袋下町

支那無煙炭
各種コークス
常盤石炭
北海道石炭
九州石炭
撫順石炭

本店 東京市深川區佐賀町一丁目一番地十三

電話本所 (73) 二七六〇番
五七二七番

岡田商店

株式會社

銚子出張所 千葉縣銚子町口一二八五番地

電話 銚子 五番

會計法規研究會編

官廳入札心得書

四六列 一二九頁
定價 七十錢
送料 四錢

土木判例調查會編

大審院 行政裁判所 土木判例要旨總攬

菊列 一三七頁
定價 一圓
送料 六錢

附關係法規

愛知縣土木技師 水谷鏘著

尾張治水史

附尾張水害史

前編

菊列 七〇頁
定價 五十錢
送料 四錢

東京市神田區中猿樂町一番地

巖松堂書店

電話九段 二二六六
振替東京 六五五六
電話九段 二二六七
振替東京 六五六一
電話九段 二二六八
振替東京 六五五八

其他高級機械油一般

機 <small>真空蒸溜</small> 械油				輕油			燈油			揮發油					
グ	車	モ	シ	マ	ス	黒	赤	白	汽	白	青	金	黒	赤	青
リ	軸	ビ	リ	シ	ビ	菊	菊	菊	車	燈	燈	小	小	小	小
ー	ル	ン	ン	ン	ン	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印
ス	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油

小倉石油株式會社

會諸官廳
社納入代理

三ミツ善ヨシ商會

東京市京橋區銀座西八丁目七番地
日本鑛業會館
電話銀座(57) 二八七〇番

營業科目

鐵筋煉瓦各種
普通煉瓦各種
鋪道煉瓦各種
耐火煉瓦各種
耐酸煉瓦各種
斷熱煉瓦各種
化粧煉瓦各種
貼付煉瓦各種
ホローブロック各種
モザイクタイル各種
タイル各種
テラコッタ各種



大阪窯業株式會社

大阪市北區堂島濱通二丁目 電話北(自一〇一
至一一三)
東京出張所 東京市神田區表猿樂町
電話神田一四〇三・一四〇六・二五四一

岸和田工場 岸和田市(普通煉瓦工場)
貝塚工場 大阪府貝塚町(普通煉瓦及鋪道煉瓦工場)
向日町工場 京都府向日町驛前(タイル工場)
平阪工場 愛知縣平阪町(テラコッタタイル工場)
東京工場 埼玉縣草加町(普通煉瓦及鐵筋煉瓦工場)
八王子工場 八王子市外由井村(鋪道煉瓦及特種煉瓦工場)

耐 鋳

パチナースチール

抗張力
伸率

優秀然も作業容易



普通亞鉛引鐵線に比し少額の
値増しで耐鋳効果倍加の

蛇籠にパチナ

内務省利根渡良瀬川維持事務所殿御使用

「栃木縣足利郡毛野村」

獨逸製鋼合同會社
日本總代理店

獨逸製鋼株式會社

〔本社〕 東京丸ノ内
三菱東七號館

〔支店〕 大阪西區土佐堀
大同生命ビル

カタログ進呈

割 栗 石・碎 石

= 採 掘 販 賣 =

工 場

栃木縣安蘇郡葛生町第一會澤ニ東武鐵道引込線ヲ設ケ工場内ニ第一會澤驛
ヲ置ク (東武線淺草驛ヨリ電車ニテ二時間余)

工場規模

所有 礦 區 面 積60.000 坪
工 場 敷 地25.000 坪
礦 量7.000萬噸
空 氣 壓 搾 機100馬力
同50馬力
鑿 岩 機10 臺
ブレーキクラツシヤ5 臺
採 掘 能 力 月 産20.000 噸
マルコプラスター 月 産30.000 袋
石 灰 製 造 月 産60.000 袋
空氣選別裝置等ヲ設置ス	

本 社

栃木縣葛生町第一會澤 電話三十五番



葛生石灰工業株式會社

出張所

東京市神田區末廣町十番地
電話 五 番 (83) 一 四 〇 七 番

372
455

三井物産株式會社



一九二一年一月一日

國產石油

揮發油 燈油 輕油 重油 機械油 石蠟

ピッチアスファルト
一般道路工事



東京丸の内
日本石油株式會社

372

455

終